

速記録

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会 (上流域)

日 時 平成19年12月 9日(日)

午後 1時 0分 開会

午後 6時15分 閉会

場 所 高知県長岡郡本山町本山569-1

本山町プラチナセンター

2F ふれあいホール

[午後 1時 0分 開会]

1. 開会

○河川管理者

それでは、定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。

その前にお願いがございますが、当会場は禁煙となっております。おたばこをお吸いになる方は、会場を出まして左側の方に看板を設置してございますけれども、喫煙場所が用意されております。そちらの方でお願いいたします。携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに切りかえていただきますようよろしくお願いいたします。それから、会場の後ろの方、皆様の後ろの方でございますが、飲み物を用意してございます。休憩時間にご自由にご利用ください。

それでは、ただいまから第3回吉野川流域住民の意見を聴く会（上流域）を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、多数ご出席賜りましてまことにありがとうございます。私、本日の司会を担当いたします国土交通省四国山地砂防事務所の副所長をしております原田でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして配付資料の確認をお願いいたします。封筒の中をみていただきますと、配付資料一覧表を1枚目に入れております。ご確認ください。前の方にパワーポイントでも表示してございますので、それを見ながらでも結構ですので確認をお願いいたします。

まず、資料1としまして「議事進行表」がございます。これはA4の1枚でございます。それから資料2といたしまして「『吉野川流域住民意見を聴く会』グラウンド・ルール」というのが入っております。それから資料3でございますが「意見記入用紙」、これもA4の1枚でございます。資料4でございますが「吉野川水系河川整備計画策定の流れ」ということで、カラーのA4の1枚がございます。それから資料5でございますが「ニュースレター」でございます。これはそれぞれカラーで裏表の印刷をしているものでございます。それから「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」ということで、少し厚めの冊子が入っておると思います。それから「吉野川水系河川整備計画【素案】に係る『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について」ということで、もっと分厚い冊子が入っておると思います。それから「『ご意見・ご質問』に対する主な項目の説明資料」、それから「説明資料」としまして、後に説明者の方が説明いたしますが、前の方にパワーポイントで表示いたしますけれども、その印刷をしたものが白黒で入ってお

と思います。それとリーフレットでございます。

それから、後ほどご紹介いたしますけれども、ファシリテータのNPO法人コモンズからの資料といたしまして青色の用紙が2組入っております。2枚つづりとなっておりますのが「特定非営利活動法人コモンズについて」、それから「『吉野川流域住民の意見を聴く会』へのスタンスについて」、「『吉野川流域住民の意見を聴く会』参加者のみなさんへのお願い」ということで、それともう1組がA4の1枚もので「『吉野川流域住民の意見を聴く会』における匿名による意見表明について」というのが入っております。以上でございます。不足がございましたら、お近くのスタッフまでお申しつけください。

なお、配付資料の中に入れてあります「意見記入用紙」でございますけれども、本日も記入された方は受付にこの意見回収箱を置いてございますので、会が終わりましたらご投函くださるようお願いいたします。

次に、参加者の皆様をお願いいたします。本会議の参加に当たりましては、お配りしました資料の「グラウンド・ルール」の4ページ目に「4. 1参加者」という項目がございます。一度目を通していただいておりますようよろしくお願いいたします。

また、本会議は公開で開催をされております。速記録につきましては、会議後ホームページに公開する予定でございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事進行表に従いまして議事を進めさせていただきます。まず初めに、開会に当たりまして四国地方整備局河川調査官の大谷からごあいさつ申し上げます。

2. 挨拶

○河川管理者

皆さんこんにちは。四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。今日は、吉野川の河川整備計画策定のための流域の皆さんのご意見を聴く会の第3回目ということでごあいさつさせていただきます。

この吉野川の河川整備計画の策定に向けましては、平成18年6月に素案を、そして12月に修正素案を公表しました。この素案と修正素案に対して、丁寧に幅広く、また公平に流域の多くの皆様からご意見をいただくために、これまで流域内各地におきまして22回、合計22カ所の会場で流域の皆様の意見を聴く会、また市町村長の意見を聴く会、学識者の会議を開催しました。またこの間、パブリックコメント、郵送等によるご意見の募集でございますが、これを実施してきたところでございます。

これらの取り組みを通じまして、流域内各地区より地域の吉野川の状況や、それぞれのお立場から合計で1900件を超える多様なご意見をいただいています。今回、これまでにいただいたご意見を踏まえ、再度修正を行い、吉野川水系河川整備計画【再修正素案】という形で公表させていただきました。この再修正素案は、第1回、第2回の取り組みを通じていただいたご意見を反映させるために、主なところだけでも129カ所修正しております。また、いただいたすべてのご意見につきまして、テーマごとに分類し四国地方整備局の考え方を整理して、できる限り再修正素案に反映させるとともに、反映できないご意見については理由をつけてお示ししております。

本日は、流域各地区でいただいたご意見のうち主なものや、それからこの当会場、この吉野川の上流地区にかかわりの深い項目を中心に説明させていただきます。説明を十分お聞きいただきまして、説明の内容や再修正素案に対するご意見を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

3. 議事（1）

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行について

○河川管理者

では次に、吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてあらかじめ説明をさせていただきます。今回開催する吉野川流域住民の意見を聴く会におきましても、第1回および第2回と同様に、公平で中立な立場から議事を進行することを目的といたしまして、会議の進行役を特定非営利活動法人コモンズをお願いをしております。ファシリテータと呼ばれておりますこのような役割は、近年このような会議におきまして進行役としまして多く導入されるようになってきております。

ここで、ファシリテータをお引き受けくださいました特定非営利活動法人コモンズの副代表理事であります澤田さんから、吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明をいただきたいと思っております。

それでは、澤田さんよろしくお願いたします。

○ファシリテータ

皆さんこんにちは。NPO法人コモンズの副代表理事の澤田と申します。今回のこの会の進行についてご説明をさしあげたいと思っております。

まず、私たちNPO法人コモンズは、市民参加と合意形成の支援を目的とするNPO法人でございます。第1回、第2回に引き続きまして今回の第3回も進行を進めさせていきたいと思っております。皆さんのお手元の方の資料2に「グラウンド・ルール」というのがあります。今回のこの意見を聴く会は、このルールに基づいて進行されます。同様に私ども進行をするスタッフも、このルールに基づいて中立、独立に進行したいと思っております。そして公平に進行をいたします。

皆様のお手元にこの青い用紙があります。こちらの方に、まず私たちのコモンズの概要がホッチキスどめで1枚目がございます。その裏に、今回のこの意見を聴く会に当たる私どものスタンスが書いてあります。それでそのホッチキスの裏側には今回のお願いがございます。こういったものがホッチキスどめにしております。

もう1枚、ホッチキスではないところに匿名による意見表明という紙がございます。今日の皆さんの方へ配付されております資料は、意見表明の種類は2つあります。1つは国土交通省へお書きになるもの、もう1つがこの青い用紙でございます。私どもは中立、独立そして公平に進行いたします。どうしても皆さんの中で名前を伏せて国の方へ意見を出したいという方は、この用紙をお使いください。責任を持って皆さんのお名前を伏せて国土交通省の方へお伝えをしたいと思っております。ただ、いろいろとお問い合わせさせていただく可能性がありますので、一応コモンズの方へは皆さんのお名前とか連絡先をちょうどいするような様式になってございます。

以上、簡単ではございますが、今日のこの会の進行についてのご説明とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○河川管理者

澤田さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここからの議事はファシリテータにお願いをいたします。本日のファシリテータでございますが、コモンズの代表理事であります喜多さんが務めていただけると伺っております。

それでは、喜多さんよろしくお願ひいたします。

○ファシリテータ

皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきましたコモンズの喜多と申します。本日は進行役をいたしますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたしたいと思っております。

まず、お手元の資料1の「議事進行表」というのを少しご確認いただきたいと思っております。

本日、一応予定といたしましては1時から5時までということで、まず議事（1）で進行についてというのはただいまご説明申し上げました。議事（2）ということで、この後、事務局の方から整備計画再修正素案等についておよそ1時間ほど説明をいただきます。その後10分ほど休憩を挟みまして、質疑応答・意見交換ということで、予定としては途中で休憩を一度はさんでおよそ2時間半ほど予定しております。ただ、皆さん方のご意見が数多く寄せられた場合に対しまして、この青色の資料の「みなさんへのお願い」というものの一番下にも書いてございますけれども、開催時間の延長について最大1時間の延長を予定しております。ですので、場合によっては6時まで、延長がなければ5時までの会ということであらかじめご理解をいただければと思います。

それでは早速ですけれども、この議事に基きまして、議事（2）ということで再修正素案等について事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

4. 議事（2）

吉野川水系河川整備計画【再修正素案】等について

○河川管理者

四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長の岡崎でございます。私の方から説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから説明をいたしますが、本日はこの前のスクリーンで説明をさせていただきます。先ほど言いましたけど、お手元にも白黒でございますが同じ資料をコピーして配付させていただいております。また参考までにごらんいただけたらと思います。本日の説明でございますが、前のパワーポイントの左の上でございますが、最初に整備計画策定の流れということで簡単に説明をさせていただきます。その後、上流の会場、前回は大豊の方で開催させていただきましたけれども、いただきましたご意見等を中心にご説明を申し上げたいと思います。出てきた意見は、ダムの管理に関するもの、洪水調節あるいは護岸とかございまして、あと渇水対策、濁水対策等の問題、それと下流、県の管理区間の改修の問題、そういった意見を多くいただきました。それについて説明を申し上げます。その後、意見交換に移りたいと思います。

次、お願いたします。これが河川整備基本方針と河川整備計画の特徴ということで、まず上のところにこの河川整備基本方針というのがございます。これは、長期的な視点に立って河川整備の基本的な方針を記述するというので、吉野川水系として策定いたしまし

て、基本的な考え方を書いておりますが個別具体の事業を書いているわけではありません。あくまでも考え方を定めるものでございます。それで河川整備計画、この2つ目の黒ポチのところでございますが、河川整備計画は、河川整備基本方針に基づきまして個別具体の計画、整備内容を定めるということで、ある区間を切って区間を定めてその区間において具体的な整備内容を定めるということで、今後二、三十年程度に実施すべき内容ということになっております。今回は、この河川整備計画を策定すべき区間につきましては、直轄の河川管理区画ということで策定を進めております。

次、お願いします。策定のやり方ですけれども、まず、国の方でといたしますか、河川管理者が整備計画の素案を最初に作りまして、その素案につきまして地元の住民の皆様方、それと学識者の方々、専門的な立場からご意見をいただくということと、それと流域の市町村長の方々からご意見をいただく、そしてその意見をもとに素案を修正して、また再度その修正した素案を皆様の方にご提示して意見をお聞きするというような作業を繰り返して河川整備計画を策定するというので作業を進めてきております。今回は、そういう作業の3回目ということになります。

次、お願いします。いただきましたご意見、たくさんのご意見、多種多様なご意見をいただいております。そのご意見を一度取りまとめます。その取りまとめの方法としましては、この真ん中の「ご意見の整理」というところでございますが、大体大きく6項目に分けて、河川整備計画の全般にかかる分が共通ということで、それと洪水、高潮による災害の発生の防止、軽減、これは治水ということですね。それと河川水の適正な利用、これは利水。あと環境ですね。それと維持・管理。それと進め方等のことについてはその他ということで、大きく6項目に分類をしました。さらに、同じ治水の中でもいろんな意見もございますけれども、同様な趣旨のご意見もたくさんいただいておりますので、そういったところは意見要旨という形で整理させていただきまして、治水－1とか治水－2とか、そういうことでテーマ別に再度再整理をさせていただいております。

そういった整理した内容につきましては、今回も配付させていただいておりますが、この右側の下のところにあります、「『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について」という冊子、それと「『ご意見・ご質問』に対する主な項目の説明資料」ということで皆様のお手元に配付をさせていただいております。そういった、いただいたご意見を素案に反映させて、今回は再修正素案という形で皆様にご提示を申し上げているところでございます。

次、お願いします。この皆様のお手元に配付させていただいております資料の見方ですが、まず再修正素案の見方でございます。素案の中に、今回文章を追加して修正している部分については太字でアンダーラインを引いてわかるようにしております。また、文章を取り消した場合には二重線で取り消し線を入れております。

それと「『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について」の見方ですが、ちょっと分厚い資料で、また字も小さくて大変申しわけございませんが、皆様からいただきました意見は、この左から2つ目のこの欄に「意見及び質問」ということで整理しています。これはいただきました意見をすべてここに書かせていただいております。そして、その意見の要旨をさらに左側のここに整理をさせていただいております。例えばこの共通-4、こういうテーマとして、1つのテーマとして整理していく、その意見要旨に対して整備局の考え方というのを、この左から3つ目の欄に整備局の考え方を書いております。その整備局の考え方に基づいて再修正素案の中でどのように反映されているか、その該当する部分についてはアンダーラインを引いて、下線を引いてこの部分に反映していますということをお示しさせていただいております。

次、お願いします。この河川整備計画に関係する資料につきましては閲覧もできます。公表もさせていただいておりますが、閲覧箇所としましては、国土交通省の整備局の各事務所、水資源機構の吉野川局や各管理所、それと各県の出先の事務所、あるいは市役所、役場でも閲覧ができるようになってございます。それと、吉野川水系河川整備計画ホームページということで、ホームページも開設して見られるようになっております。

次、お願いします。ここから、いただきましたご意見、ご質問に対してご説明を具体的に申し上げます。まず、ダムの管理についてでございますが、先ほどの、テーマを治水-30とか治水-31、管理-20とかこういうテーマにつきまして整理しておりますが、まずダムの洪水調節と、早明浦ダムの洪水調節の能力、それと早明浦ダムの護岸などの補修についてのご意見、ご質問がございました。それについてご説明を申し上げます。

次、お願いします。まず、ダムの洪水調節についてでございますが、主な支流に水位計、雨量計をつけて放流の際に利用し、あるいは大雨洪水注意報が出た時点で洪水調節ができないか、これは事前に放流することが可能かということだと思っております。3つ目が貯水量の小さい山崎の調整ダムは洪水調整になっているのかというようなご意見、ご質問がございました。1点目、2点目はこの後のパワーポイントでまた説明します。まず、3点目の山崎の調整ダムですけれども、山崎ダムにつきましては、早明浦発電所で発電した流水

の流量変動を極力少なく抑えて、安定した流量を下流に流すための調整をするための施設で、電源開発が設置管理運用している施設でございますが、そういった目的の施設でございますので、洪水調節のための治水容量というのは持っておりません。だから、洪水時に洪水を貯めるというような洪水調節をする機能というのは持っておりません。あくまでも平常時の流量を調整するための施設でございます。

次、お願いします。これが早明浦ダムの洪水調節の計画でございます。この左側の絵がございますが、赤い線がダムに入ってくる流入量、水量をあらわしていきまして、雨が降りますと次第にダムへ入ってくる水かさがふえてまいります。それで、やがては最大の水量になって、それからまた雨がやんで次第に流量が下がってくるというような流入量の形態を示しております。それに対して、ダムから下流に流す量が下の緑の線でございますが、流入量がある一定になりますと、それ以上の流量につきましてはその一部をダムの方に貯めます。それで残りを下流に流すというような操作を実施します。結果、この流入量と放流量の差をダムに貯めるということになりますので、洪水のときにはダムの貯水というのはぐっと上がってきます。

それを右側の図で言いますと、早明浦ダムの場合は、これは灰色のところはダムというふうに思っていたらいいのですが、その上流側には水が貯まっているという絵でございます。まず、ダムに例えば流入量が $3000\text{m}^3/\text{s}$ 入ってきたというふうになりますと、そのとき下流に流す量は計画に基づきますと大体 $1500\text{m}^3/\text{s}$ の放流になりまして、その残りはこのダムに貯めると。そのために水位がどんどん上がるということになります。その下の図でございますが、計画では $4700\text{m}^3/\text{s}$ 最大入ってくるという計画でして、そのときには最大 $2000\text{m}^3/\text{s}$ 放流するというので、残りの $2700\text{m}^3/\text{s}$ はダムに貯め込むということになりますので、またこれも当然そのダムの貯水池の貯水位はどんどん上がっていくということで、それによって下流へ流す量を少なくして、川の水かさを減らして浸水被害の軽減に役立っているというような操作でございます。

基本的には、ダムに入ってくる流入量を見ながら下流への放流量を決めていくという操作をしてまいります。それと、各ダムのゲートの操作は、文章の一番下のところに書いておりますが、大体短いときで5分から10分単位で操作をします。徐々に放流量を、下流に流す量を増やしたり減らしたり、短い場合は5分から10分単位ということで操作をしております。

これが今年の7月の台風4号のときの写真でございますが、7月に襲来した台風とし

ましては観測史上最も強いと言われております。上陸したときは945hpaということでございました。こちらの方も、渇水で水位がずっと下がっていた状態でございますが、この台風4号で早明浦の上流では約505mmの大雨が降りました。それともう1つ、銅山川という支流がございますが、そこでも約411mmの大雨が降っております。早明浦ダムでは、そういった洪水に対して1億4800万 m^3 という洪水を貯め込みました。そういうことで、貯水が左から右側、左が7月13日の9時、右側が7月15日ですから、台風が来る前と来た後の水位が上がった状態の写真の比較ですが、それによって27mほど貯水位が上昇しております。この下が、銅山川の方にもダムがありまして、その富郷ダムというところも渇水で同じように水位が下がっておりますけれども、雨が411mm降ったということで貯水位がぐっと上がりまして、ここも大体約29mほど貯水位が上昇をしました。それで洪水をこのように貯め込んだということになります。

次、お願いします。この早明浦ダムの洪水調節、洪水を貯めることによって下流の水位をどれだけ下げたかというのを試算しております。これは高知県の本山町の本山橋のところの付近の川の断面図、上流から下流を見た断面と思ってもらった方がいいのですが、そこを実績の流量は約2800 m^3/s 流れたと考えておりまして、もし早明浦ダムであれだけの洪水を貯めなければ5100 m^3/s ぐらい流れたのではないかと推定しました。この差を、あれだけ貯めることによって川の水位を約3m程度下げる効果があったと推定をしております。このように、ダムに貯めることによって下流への流す量を減らして水位を下げるというダム本来の効果ということです。こういったことで、浸水被害の軽減に寄与をしているということです。

次、お願いします。これは洪水が来る前にダムに貯まっている水を放流して、洪水調節の貯め込むポケットを大きくすればいいではないかというような意見をたくさんいただきました。それにつきまして説明させていただきます。左側が計画といいますか、今持っている計画で、この灰色のところはダムと考えてもらったらいいですが、灰色はダムですね、その上流側に水が貯まっておりまして、一番下に堆砂容量というのがありまして、これは土砂が、やっぱりダムですから土砂を留めるということで土砂が入ってきます。それを留めて、ある程度ここに貯まるような容量、ポケットを持っております。それで、その上に利水容量ということで、飲み水とか工業用水、農業用水のための水、発電の専用の水もございます。そういった通常は貯めておく水ですね。それで渇水になると、ここから放流して補給していくという利水容量、その上に洪水調節の容量ということで、この洪水調

節の容量と一番上にありますけど、ふだんは水が貯まっておりません。ふだん満水になったという、早明浦の貯水率が100%というときには、利水がこういっぱいになっているこままでの水位でございます。

早明浦ダムでは、洪水調節のための容量を夏場は、洪水期では9000万 m^3 計画では持っております。冬場といいますか、非洪水期にも8000万 m^3 の容量を持っていまして、大体常に、平常時はここが、あいている状態になっています。計画では、このあいている容量を使って洪水調節をするというのが計画でございます、ご意見は、これをさらに貯まっている水を放つということになりますので、真ん中になります、この貯まっている水を事前に放流して洪水調節容量をもっと大きくして洪水を迎えたらということですが、最終的にこの一番右側になります、事前放流してあけた分を含めてここに洪水を貯め込むということです。

このためには、貯めている水を放流することになりますので、当然利水者、飲み水や工業用水などいろいろな利水者がおりますが、その利水者の同意がないと勝手に利水容量を放流することはできません。それと放流した水は必ず回復しないと、今度は水量が少なくなっておりますから渇水の心配が出てまいります。必ずこの容量を回復させる必要があるということで、そのためにはやはり雨の予測というのが重要になってまいりまして、その予測ができるかどうかということです。

次、お願いします。今の雨の予測の状況でございますが、これは台風が来たときにどういう雨が降ったかというのを2つの台風で比べております。左側が、これは17年の台風14号ということで、このときも大渇水で、14号で渇水が解消されたという、また大きな台風でございました。これは、このときは大体九州の西側をかすめて一部上陸して、その後日本海に抜けております。大体北緯30°を越えて九州に近づいたときは950hPaの強さの台風でして、そのときの雨が早明浦ダムの上流で691mmという大きな雨量を観測しております。

それと同じような台風のコースだったら、また同じような強さでということで、これは昨年の台風13号のコースでございます。これも西側を通って日本海へ抜けておりまして、北緯30°を越えるころは大体940hPaの強さの台風でしたけれども、そのときの早明浦ダムの上流では182mmということで、いろんな条件が重なって雨の降り方というのは変わってくると思いますけれども、このように、同じようなコースで同じような強さで同じような雨が降るということにはならないということで、なかなか難しいということでございます。

次、お願いします。これが今年の台風3号の今度は雨の予測でして、これは日本でして、その日本の沖合のところ、フィリピンの東の方におった台風がずっとこう上がってきているのですけれども、この台風は、北緯30°、九州の南のところを越えるときの2日半前に気象協会の方で予測しているんですが、今後48時間の雨量を予測しております。それが大体この2日半前に予測しますと83mmというような予測でございましたが、同じような時間帯で雨が降ったのは実際には13mmと、早明浦ダムの上流で降ったのは13mmということでした。それと、ではもっと近づいたらということで、1日半前ですね、北緯30°を越える1日半前で予測したのが、今後48時間では130mm降るだろうというふうに予測したんですが、実際は早明浦ダムの上流では29mmしか降らなかったということで、なかなか雨の予測、何mm降るかというのは今の状況では正確な予測というのは非常に難しい。また、雨量予測も時々刻々と変化いたします。

こういった状況からすると、流した利水容量を確実に回復させることというのはなかなか難しいのではないかと考えておまして、この予測が外れたら、今度は渇水被害でまた社会的な影響が非常に大きくなる危険性があるということで、これについては慎重に対応する必要があるのではないかと考えております。

次、お願いします。同じくダムの洪水調節についてのご意見、ご質問がありまして、1つは洪水期を見直す必要があるのではないかとということです。それは、非洪水期にも洪水が来ているから洪水期を見直したらどうかというようなご意見がありました。それと早明浦ダムの上流の電力ダムの貯水量の一部を治水に譲渡できないかとか、3つ目が早明浦ダムの治水に対する運用面と施設の改善面について、検討会を立ち上げて前向きな施策を考えていただけないかというようなご意見がありました。

この2点目、3点目でございますが、やはり早明浦ダムの洪水調節の今までの実態を踏まえますと、やはりダムの治水機能を向上させる必要があるということを私どもも認識しておまして、今回の整備計画では、電力ダムの買い取りというものではなくて、早明浦ダムの洪水調節容量を増大して低い貯水位でも確実に放流できるような施設に改築ということで考えておまして、そのことは既に今回の河川整備計画の中に記載しているところでございます。

次、お願いします。これは早明浦ダムの洪水調節に使う洪水調節の容量のことを書いておりますが、早明浦ダムの洪水期は、一応洪水期として設定しているのが7月1日から10月10日ですね。そのときは、この右側の緑のところですけども、9000万 m^3 の洪水

調節の容量を確保しております、通常はその9000万 m^3 が空いた状態になっています。そのほかの期間はといいますと、10月11日から翌年の6月30日までの間は8000万 m^3 、ちょっと1000万 m^3 少ないんですけど、一応8000万 m^3 、ほぼ同規模の容量をあけた状態で、洪水調節用のためにあけた状態で確保をしております。

平成16年の台風23号というのが10月20日に来たと思いますが、そのときは早明浦ダムでいいますと非洪水期ということになります。洪水調節容量が8000万 m^3 ありますが、そのときは大体5000万 m^3 足らずの洪水をダムに貯め込んだということで、下流の浸水被害の軽減に寄与したと考えております。ダムのこういう容量は、治水でありますとか利水でありますとか、そういった必要性に応じて調整し、必要に応じて設定をしております。その上で決定されてダムが建設されております。現在のところ、早明浦ダムの洪水期を変更するという事は、考えておりません。

次、お願いします。これは早明浦ダムにおきます護岸の補修というご意見、ご要望でございますが、上の1つ目が、瀬戸川地区のバックウォーター地域の山腹崩壊が起こっている箇所について整備したというがまだまだ山腹崩壊が起こっている、あるいは早明浦ダム下流の右岸・左岸はいまだ崩壊しているところがあるのでだれが補修するのかというようないろいろなご意見をいただいております。

次、お願いします。貯水池の斜面の崩落箇所は地元の自治体とも確認を行っております。場所によっては河川の増水などによることが原因ということも考えられますので、今後とも必要に応じて護岸工などは行っていくということと、周辺箇所については地元の自治体と協議していきたいというように考えてございます。それと早明浦ダム下流の護岸ですけれども、早明浦ダム下流の左岸側のところは護岸が一部陥没しているところがありました。吸い出しみたいな状況もありましたので、そこにつきましては昨年から今年にかけて補修をしております。ちなみに、管理、誰が補修するのかというご意見もありましたが、早明浦ダムからの下流につきましては、地蔵寺川の合流点までは直轄の区間ということで国の方で対応をします。それから下流につきましては高知県の方の対応になろうかと思っております。

次、お願いします。次は、渇水対策と河川の美化ということで、これもいろんなご意見をいただいております。

次、お願いします。渇水対策につきましては、不特定用水について削減が提案された経緯があるかというようなご質問、それとご意見ですね。不特定用水を渇水するときだけは

流すのをやめてくれないかといった、こういったご意見をいただいております。不特定用水の削減、節水ということにつきましては、平成17年の渇水の時、に引き続きまして、今年も平成19年大きな渇水でございまして、その吉野川の水利用につきまして協議するために関係機関で作っております吉野川水系水利用連絡協議会という協議会がございまして、そこにおいて、不特定用水の削減、節水の提案が行われております。しかしながら、これも関係機関の合意には至っておらず、実施には至りませんでした。今後とも、吉野川水系の効率的な水利用の推進につきましては、これに努めてまいりたいと考えております。

次、お願いします。これは渇水対策についてでございまして、渇水時においては、このように吉野川水系水利用連絡協議会の中で情報を共有しながら、渇水調整とか節水の呼びかけ、そういったことを実施しております。また、広域的な水利用とか危機管理の観点からも異常渇水への対応について検討を行うということで、整備計画の方にも記載をしております。

次、お願いします。それと不法投棄につきましてのご質問がありまして、悪質な行為に対して実際に取り締まれるのかということ、それと不法投棄について踏み込んだ内容を計画の中に盛り込んでいただきたいと、こういうご意見がありまして、悪質な行為に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律がありますし、河川法にも罰則規定があります。今後ともそういった関係機関と連携を諮りながら対応してまいりたいということと、そういった行為を行う者に対しては撤去指導を行うということを整備計画に追加記載するようにしております。

次、お願いします。これは注意看板を不法投棄されている箇所を設置しますが、同じように不法投棄されているというような実態もございまして、それにつきましては夜間パトロールを実施したり、モラルの問題もあろうかと思っております。いろんな機会を通じて啓発活動などに努めてまいりたいと考えております。

次はダム環境でございまして、ここは濁水対策、濁水の問題が非常に大きくご意見、ご要望をいただいております。そのほかにもグリーンベルト事業の植栽、あるいは連続性の確保ということで、これは下流の池田ダムの魚道などの質問、ご意見が出ております。これらについてご説明を申し上げます。

次、お願いします。これは早明浦ダムにおける環境および濁水対策ということで、早明浦ダムの濁水への影響について対処をしてほしいということが非常に大きなご意見としていただいております。それと山腹崩壊によって流れてくる濁水を止めてほしい、落葉樹

を植えるなどの検討も必要ではないかというようなご意見をいろいろいただいております。内容は説明いたしますが、この一番下に書いておりますように、森林保全への取り組みにつきましては四国森林管理局などとの連携に努めてまいりたいということで、整備計画案の本文にもそのような記載をさせていただいているところでございます。

その上の課題につきまして説明をいたします。次、お願いします。これは早明浦ダムにおきます濁水の状況でございまして、ダムの上流で地滑りとか地質がもろいとかということで、洪水時に多量の土砂が一気に入ってくる、濁水を伴って入ってくるというようなことでありますとか、ダムの湖岸、裸地の侵食によって濁水が起きるとか、それとダムの底に貯まっている土砂を巻き上げながら入ってくるとか、いろんな問題があります。それと粒子が小さいものですからなかなか沈まない、沈降しないというのがあって、ダム、貯水池全体が濁ったような状態になって濁水が長期化するというようなことでございます。

次、お願いします。それで濁水対策についてですが、これまでも50年、51年からいろんな研究会、検討会を設置しまして学識者の意見をお聞きしながら対策を検討してまいりました。それらの成果を受けまして、昭和54年から直轄で砂防の事業に着手しておりますし、また堆積した貯水池内の土砂、早明浦ダムに堆積した土砂を排除するとか、選択取水設備という設備を早明浦ダムにつけて、それを運用するとか、そういったことを検討し、実際実施してきております。最近の検討会では、低水放流設備が濁水軽減に効果があるのではないかというような検討結果も出ておりますので、そういったことを今後低水放流設備を検討する際には、そういった観点からも検討する必要があると考えておるところでございます。

次、お願いします。これは早明浦ダムの濁水の長期化を軽減するために選択取水設備というのを設置してございまして、平成12年から運用を行っております。それで運用方法につきましては、学識者でありますとか地元の自治体関係機関の皆様方のご意見をいただきながらということで、選択取水設備操作に関する検討会というのを設置させていただいております。その中で決定されたルールに基づいて現在運用をしております。一応これはダムの中、水の中ということで見ていただけたらと思いますが、赤い部分が濁水ということで、濁った水の少ないきれいなところから取るような、表層の方から取水したりするような運用を平常時はやっております。それと、洪水のときは当然上流から濁水が入ってきますから、それを速やかに少しでも、洪水のときに下流の状況も見ながら、合わせてできるだけ下流に流してやることによってダム全体の濁りを少しでも抑えたいというような操作、

いわゆる高濁度放流といっていますけれども、そういうような操作を実施して運用しておるところでございます。

次、お願いします。今後の濁水対策でございますが、先ほどもちょっと言いましたけれども、早明浦ダム濁水対策技術検討会というのがありまして、そこでいろいろ検討をしておるのですが、放流設備を追加することによって濁水軽減に効果があるのではないかとというような検討結果が出ております。それをもとに、今後また実現に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。これは早明浦ダムの絵を下から見た写真ですが、灰色の部分がダムで、その上流がダム湖、水の中というように見ていただいたらいいんですが、洪水になってきますと上流から濁水が入ってきます。支流なんかは皆濁水が流れておりますけれども、ダムの上流からもダムに濁水が入ってきます。ある層に大体入ってくるのですが、これがずっと入ってきてダムサイトに来たときに放流設備が、クレストゲートが高いところにありますから、ここからどっちみち放流するということになりまして、また持ち上げて放流するということになるので、全体が濁りやすいというような傾向がありますが、今度下の絵ですけれども、ダムのもっと低いところで放流できるような設備があれば、上流からの濁水をそういったところに持ってきて、そこから下流に放流する。そうすれば、右側の図ですけれども、ダム湖全体が濁るのが抑えられる、軽減される、少しでも抑えられることができるのではないかとということで、そういった検討を今後進めてまいりたいということでございます。

次、お願いします。これは選択取水設備の運用が変わっていくことに対して下流域に説明してほしいというようなご意見がございました。平成11年秋に初めて高濁度放流を実施しましたけれども、その間に周知が十分に徹底されておりませんでした。その後、早明浦ダムの選択取水設備操作に関する検討会というものを開催しまして、よりよい選択取水設備の運用方法の検討を行っております。これにつきましては、今後とも引き続き詳しく説明を行いまして、お知らせするように努めてまいりたいと考えております。この高濁度放流の実績につきましては、平成14年から平成17年で8回実施しまして、検討会で定められたルールに従って放流を行っております。洪水の後には表層から、ダム湖の上の方から取水を行うなど、できるだけ濁度が低い水を放流する操作を行っているところでございます。

次、お願いします。これも濁水対策で、ご意見の中に導水バイパスは効果がないという回答だが本当かということとか、池田の方まで導水バイパスをつけてくれとか、高知分水は単なる発電の分水なので、異常な大濁水ときにはダムの濁水の放流を減らすためにこ

の水を戻すような処置ができないかというようなご意見、ご要望もございました。先に高知分水についてでございますが、これは発電を通して、確かに鏡川の方に分水をさせていただきます。基本的な考え方としまして、発電も一つの水利権であるということと、その水は一回鏡川ダムで調整してあと高知の方の飲み水にも利用されておるということで、なかなか水を中断して戻すという措置が難しいと、そういった実態からも難しいと考えております。導水バイパスについては次で説明します。

次、お願いします。導水バイパスは、これ灰色のところはダムであります。濁水になってダム湖が濁るという状況のときに、右側の図ですけど、上流から入ってきた水はきれいだから、それをバイパスして、そのきれいな水をバイパスしてダムの下流まで迂回して持っていったらどうかということです。濁水の時になりますと、早明浦ダムに入ってくる流量も非常に少なくなります。その水量だけでは下流河川の、下流の方の必要水量を賄うということができませんので、この右側の図でございますが、やっぱりダムから濁っていますけれどもその水を追加して放流する必要があります。この量は大きいものですから、仮に混ざったとしても希釈、効果としては小さいと、薄いと考えております。

次、お願いします。これは濁水になってダムの湖岸が露出してきます。それに対してどう対応するのかというようなご意見でございますが、貯水池の周辺につきましては、ある一定水位以上はグリーンベルト事業ということで植栽工事とかそういうことをやってきました。また、護岸工事の際には緑化などもやってきております。現在、水位がもっと低いところですね、やっぱりダムの水で冠水、つかりますのでなかなか植物が生育しにくいような場所があります。その辺は緑化が可能かどうか非常に難しい問題ですけれども、現在試験はしている最中でございます。

次、お願いします。下の写真ですが、植樹前ということでダム湖、これは水面がこの下ですけども、そこの上には裸地の状態で余り木も生えてないようなところを植栽しまして、今は繁茂したような状態になっております。植樹も、いろいろ樹種についてはあるのですが常緑、落葉の広葉樹などを植栽しております。これがグリーンベルト事業で、さらにこの下の部分です、この水が常につかっているような、それで濁水の時に出てくるようなところの緑化というのは、試験をやっていますけれどもこれはいろいろ難しい問題でございます。

次、お願いします。これは連続性の確保となっております。これは下流の池田ダムに関するご質問でございましたが、アユの遡上量が何匹かという、経年的な変化はどうかとか、

それと池田ダムの左岸にも魚道をつけたらと、それと発電放水をやめて魚道から流すような改造をしたらどうかというようなご意見でございました。

次、お願いします。池田ダムは、川下に向かって右岸側のところに階段式の魚道がついてございまして、そこで調査をして何匹遡上しているかというのを推定しております。少ないときでは、4月の末から8月の末ぐらいまで8万匹とか、多いときは101万匹とかいうような推定でございすけれども、そういう匹数、固体数でございました。それと平常時は発電から放水しています。この放水が呼び水になりましてアユなどが寄ってくるというところで、その右岸側のその横にこういう魚道をつけていると、設置しているというように、このセットで今のところは考えております。

次、お願いします。これが他機関の管理区間ということで、県の管理区間の直轄化の要望でありますとか、県の区間の改修の要望、高知県との連携、浸水被害、こういったことについてご意見、ご要望をたくさんいただいております。それにつきましてご説明をさせていただきます。

次、お願いします。まず、直轄化への要望というのと、高知県管理区間の改修要望ということでございます。直轄化につきましては一定の要件、条件を満たすことが必要であるということから、直轄管理区間への編入というのは現在のところは難しいということと考えております。今回の河川整備計画では直轄管理区間を対象としておりますけれども、下流の区間、県の管理区間になりますが、高知県の方からは、今後、現況把握に努めるとともに地元の意見やご要望をお聞きしながら検討を進めて、条件が整えば河川整備計画を策定したいというように考えている、という考えを伺っております。

それと、河原はアシが繁ってみすばらしい川になっているので確認をしてほしいという話がありましたけれども、ここも今後地元の方と話し合いをしながら、ヨシなどの繁茂対策を含めて親しめる川づくりに向けて一緒に取り組んでいきたいと考えているという考えを高知県の方には確認をさせていただいております。

次、お願いします。高知県との連携ですけれども、国と県で今後の対策についての話し合いがあったのかと、県の整備計画については国がどういうバックアップをするのかというようなご意見もございまして、この整備計画の取りまとめに際しましても、高知県とは連絡調整を必要な都度行っております。今後とも、吉野川の整備につきましては連携をとって対応してまいりたいと考えております。それと、その下にも書いておりますけれども、県の方も国土交通省の協力を得ながら現況把握に努めて必要な対策についての検討を進め

ていきたいということなので、国としましても、水資源機構の方とも協力しながら、連携しながら必要なデータの提供でありますとか、できるだけの支援は行ってまいりたいと考えております。

次、お願いします。ダム放流により被害が発生している現況を把握して対処をとということですが、ダム放流により被害が発生しているというのは、先ほど早明浦ダムの洪水調節についてご説明させていただきましたけれども、洪水調節、ダムで洪水を貯めて、その分下流に流す量を少なくしているというところで、川の水かさを低くしていると、それによって浸水被害の低減に役立っているというところでぜひご理解をいただきたいと思っております。それと、現況を把握して対処をとということで、流量と水位の関係など現況把握に努めたいと考えているというのは、高知県の方から伺っておるところでございます。

次、お願いします。住民の皆様のご意見を伺う会というのは11月から初めておまして、今まで下流域の2会場と上流域の愛媛の方の会場で実施してまいりました。下流域の会場でどんな質問、意見が出たか、それを簡単に説明しますと、ポンプの計画を、内水対策についての計画を示してほしいというのと、堤防がないところがあるので堤防を締め切ってほしいというようなご要望がありました。それともう1つの北島町の会場の方でも、非常に危険な地区があるので早急に着手してほしいとか、早く堤防を作してほしいというようなご意見がありました。

次、お願いします。愛媛会場の方では先月の2日にありまして、今回の説明内容を可能な限り素案に反映してほしい、それから日ごろの広報に関してもいろいろなところで情報を見ることができる環境を作ってもらいたい、それと新宮ダム下流にもっと環境用水を流してほしいというようなご意見。もっといろいろなたくさんのご意見もいただいておりますけれども、今回はこのような意見をご紹介させていただきました。

以上で、私の方からの説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○ファシリテータ

どうもありがとうございました。

それでは、議事進行に基づきまして10分ほど休憩をとりたいと思います。あちらの時計で今おおよそ2時5分ですので2時15分から再開したいと思いますのでよろしく願いいたします。

[午後 2時 6分 休憩]

[午後 2時16分 再開]

5. 議事（3）質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

それでは時間になりましたので再開したいと思います。まずちょっと皆さんにご協力をお願いしたいのですけれども、本日30名弱ぐらいの方に現在のところ出席していただいています。それで、この高知県会場、1回目が土佐町、2回目が大豊町で、今回この本山町で3回目の開催になるのですけれども、これまでこの3回すべてに参加された方という方、お手数ですがちょっとお手を挙げていただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。2回参加されたという方。初めての方。あっ、かなり初めての方がたくさんいらっしゃるということ。

会議を、冒頭申し上げたようにグラウンド・ルールというルールに基づいて進行することになっておりますけれども、それ以外に、少し皆様方にご協力をしていただきたいということで、こちらに「参加者のみなさんへのお願い」という水色の紙がございます。少しこれを読み上げて確認していただきたいと思います。

まず「5つのお願い」ということで「参加のルール」というのがございます。参加していただいている皆さん、いろいろな方がいらっしゃいますけれども、お仕事とか年齢にかかわらず、皆さん平等な立場でこの会に参加していただいているということですね。それで、発言される際にはわかりやすい言葉でお願いしたいと思います。3点目ですが、いろんな方に参加していただきますので、様々な考え方を皆さん持ってこの会場に来られていると思います。ですから、他の人の意見も尊重してよく聞いていただきたいということと、もし仮にご自身の意見と違った意見があってもそれを否定しないようにしていただきたいということです。それから、本日は吉野川の河川整備計画について皆さんにご意見を述べていただく場を設けておりますので、そのテーマに余り関係のないことの発言は控えていただきたいということ。5番目は、この会の進行にご協力いただきたいということ。この5点を少しお願いしておきたいと思います。

それから、これから皆様方にいろいろご意見をいただくこととなりますけど、その発言の際に3点ほどお願いがございます。まず、発言される場合には挙手をお願いいたします。そうすると、私の方で指名いたしますので、発言の機会が得られた場合には、お手数ですが、どなたが発言されているか、後ほど記録の関係もございますので、わかりやすくするために、ご起立をお願いしたいということ。もしお体等不自由な場合には、その旨

をおっしゃっていただければ起立を強制することではございませんけれども、できれば起立に協力していただきたいと。それから、お名前と居住地と書いていますけれども、例えば「本山町の何々です」と。私は徳島から参りました喜多と申しますけれども、こういった形でご自身を簡単に紹介していただいてから発言していただければと思います。それから、記録の関係もございますので、発言については必ずマイクを通してお願いできればと思います。

以上、5点の参加に関するお願いと3点の発言に対するお願いをご確認していただいた上で、これまで事務局の方から説明がございました河川整備計画の進め方、ダム管理とか濁水対策等々、これらの説明内容についての質問あるいはご意見でも結構ですし、それ以外のことも結構です。挙手した上でご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、後ろの方。最初に挙がりましたので。

○参加者（Aさん）

土佐町のAと申します。いろいろとお聞かせをいただいたわけですが、私は大ざっぱに言って2点ほどお伺いしたいと思います。1つはダムの管理の問題、もう1つは濁水の問題、この2点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目につきまして、ダム管理の問題ですが、先ほど説明がございました。例えば本年の4号台風、そのことにつきまして、私はあの日の朝にダムを見に行きました。そうしますと、先ほどの説明とは若干違う状況で、ゲートより随分下に水がありました。ところが、夕方にはもう随分上に上がりまして、放流が始まりました。そうすると、必然的に地蔵寺川との合流地点でぶつかりますので、地蔵寺川が逆流するというか上り始めて、かなりの水が上がってきたと。これはもう毎年のように続いておるわけですね。それで、下流域については浸水被害はそれとなくなるというお話でしたが、先ほど申し上げましたように、上流域では、私どもの地域では逆に洪水被害が起こると、こういうことになるわけでございます。ですから、もう少しきめ細かいダム操作をやっていただきたい。

事前放流等々も先ほど説明がありましたけれども、もう少しきめの細かい操作をやっていただかないと、単純に申し上げまして、ダムの放流のサイレンが鳴ると同時に放流も始まるわけですが、そうするとそれと同時に水かさが上がってくると。こういう状態がもう毎台風ごとに続くわけでございます。まあ下流域でいらっしゃるとこういうことはわからないと思いますけれども、そのたびにやはり浸水の心配をする、あるいはその対策をす

るということで走り回らなければならない状況が今あることをご認識いただきたいと思
います。

また、今までの雨の降り方と現状とは違うということももうひとつ、まあわかってい
らっしゃると思いますけれども。例えば、一昨年でしょうか、異常な渇水がありました。
0%になったという渇水がありましたけれども、そのときに台風が来て、1日で早明浦ダ
ムは満杯になったわけです。そういう雨の降り方。今までの考え方のダム操作では私はい
けないと思います。ですから、今後は今までの常識では全く考えられない雨の降り方をす
ることもやはり頭の中に入れていただいて、そして洪水調整をしていただくということ
をやらなければならないのではないかと思います。

特に、洪水期の話もありましたけれども、現状では余り考えていないということであ
りましたけれども、これも全く今までに想定ができない状況になるのではないかというよ
うに思いますので、ご検討願いたいと思います。

加えて言いますと、早明浦ダムができた当時にすぐに、50年と51年ですかね、洪水が
来ました。そのときに言われたのは、80年に1度の洪水というように言われましたけれ
ども、もう頻繁に来ております。80年に1度が、もう何年もあるわけがございますね。そ
うことですので、ひとつお考えをいただきたい、このように思います。

もう1点は濁水の問題であります。これにつきましては、私はこの原因というのは、何
はともあれこれは早明浦ダムにあるわけですから、早明浦ダムができた当時は、濁水は起
こらない、こういう自然の問題というのは想定がされないような状況で建設がされたわけ
です。その後、そういうことを言われて建設されたにもかかわらず、いまだに濁水の問題
は解決がされないわけです。40数年、もう40年ぐらいたっていまだに解決がされない。そ
の影響で生態もかなり変わってきておると。

我々は、私どもここに住んでいる者は、ダムの建設以前の状況というものを考えていろ
いろものも言わせていただくわけです。ですから「ダムができてこういう影響がある、あ
あいう影響がある、これぐらいは」というふうな考え方を私は持っておりません。ダム建
設以前の状況に戻してほしいという考え方を持っています。

ですから、まずその濁水の問題について言えば、ダム建設以前の、どうしてその水の状
態にならないのか。そのための知恵はないのか。いろいろ、まあ選択取水とか言われまし
たけど、抜本的な解決に全くなっていないんです。相変わらず濁水の問題は起きます。そ
して、その影響かどうかはわかりませんが、幾つかの魚類もいなくなっております。

単純に言いまして、私の子供のころにとった魚、たくさんいましたけれども、今は全く見かけない、ヤツメウナギなんて全く見かけません。まあ遡上してこないというせいもありますでしょうが。そういうこともあるかもしれませんが、全く見かけない種がたくさんあります。そういうものがどうして戻ってこないのか、いなくなったのか。そういうこともひとつ検討いただきたい。

なおかつ抜本的な濁水の問題の解決について、もう少し知恵はないのかどうか。例えば裸地の問題。植栽をするというように言われましたけれども、私が見たところによりますと、浅木が生えとる、木が生えとるのを切ってどうしてまた植えるんだと。そういうようなことをやって、それで本当に解決策になるのかどうか。非常に私は疑問に感じております。自然に戻すのであるならば、もう少し考え方もあるのだろうというように思います。

そして、いわゆるダムの貯水しておるところの最大貯水池ですか、その下はもう草が生えないわけですがけれども、そのところの対策は、あっさり言ってきちっと固めていただきたいと。すべてがどうかわかりませんが、大渡ダムが作られたときはかなり下を固めたように見えましたけれども、早明浦ダムは一切そういうことはやっておりません。その裸地の部分の土砂が流入しないように、これはやっていただけたらかなりの効果があるのではないかと思います。

また、南川、いわゆる瀬戸川域の洪水時に行ってもらえれば大体わかりますけれども、あそこと本流とのところに濁り水の違いがもう出てくるんですね。色の違いというのはもうはっきり出てきますので、まあどちらがどうかというのはわかりませんが、大体瀬戸川の方は茶色っぽく赤く濁ります。本流域は若干黒みがかかった濁りをします。そういうように大体わかっているのではないかと思いますので、そのところもきちんと対策をしていただければ、濁水の問題はかなり防げるのではないかなと思います。

もっと夢みたいな話をすれば、第二堰堤ぐらいを作ったら、堰堤をもう1つあの辺に作れば、濁り水もある程度とめられるのではないかなというふうな気もするんです。それぐらいの抜本的な対策をやっていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、自然につきましてはそういうものをきちんと戻さないと、失われるものが余りにも大き過ぎる。それが単純にこの三、四十年で失われるということになるのであれば、これは大問題ではないかなと。やはり何百年も続いてきたものをこの数十年で全部失ってしまうというようなことをやっていいのかどうか。その責任はだれにあるかということで、少なくとも国交省の皆さんとは言いません。我々の世代にあるわけで

すから、何とかきちんとして、かつて私が子供のころに見た川を、これを未来にやはり残していかなければならんのではないかというように思いますので、ひとつ、いろいろと難しい課題がたくさんございますけれども、ご検討願いたいと思います。よろしく願います。

○ファシリテータ

ありがとうございました。

○参加者（Bさん）

関連、関連。

○ファシリテータ

では、関連のご意見ということなので伺いたいと思います。

○参加者（Bさん）

同じく土佐町田井の住民でBと申します。前回、大豊の大田口であった意見を聴く会にも出席させてもらいました。そのときにも申し上げたんですが、今Aさんがおっしゃったと同じように、ダムの放流によって地蔵寺川がせきとめられて、その地蔵寺川の水位が上がって、今年も防災無線で、私も土佐町田井に住んでいるんですが、自主避難をとということをもうしきりにその防災無線で呼びかけられます。それで、特に高齢化した家庭が多くなっていますので、役場の方も気を使って早目に早目に自主避難をしてくださいということと言われるのだと思うんですが、原因はやはりその早明浦ダムの放流によって地蔵寺川がせきとめられて、田井地区でぐっとその水位が上がってくると。それがもうびっくりするぐらい早く上がってくるということで、防災無線で早く早目に避難をとということと言われるのだと思うんですが、これはもう本当にかないません。自分たちも夜寝ながら、すぐに起きては川の水がどこまで上がっているかというようなことが気がかりになるわけです。ぜひ、これは大田口のときも私は申し上げましたが、それに対する具体的にこういうふうにやりますというようなことが今の説明の中で言っただけなかつたので、これはぜひそのことについて具体的にこういうふう放水をやりますと。

それから、地蔵寺川流域の降水量はダムの方では関知していないと、雨量計がないのだということをたしか大田口のときにもご返事があったのですが、なければそれは設置してくださいよ。地蔵寺川は本当にダムの放流の入り口でもうせきとめられるような格好になりますから、役場の方には幾つかの雨量計があると思うんですが、それとも関連して、公団は公団で、水資源は水資源で雨量計を地蔵寺川の方にも設置をして、地蔵寺川の水位

がどうなっているかということ把握してほしいと思います。

それが1点と、それからもう1つは濁水。同じくAさんがおっしゃった濁水の問題なんですけど、私は現在田井に住んでいますけど、瀬戸川の流域の土佐町南川という地区の出身者です。だから、いわゆるバックウオーターで水がぐっと盛り上がってくる。ダムが満水になって、それに洪水が来ることによって、5メートルも10メートルもその水位が上がって流れているという、そのバックウオーター地点の出身者ですが、昔からのことはよく承知しているつもりです。そこには自分たちが学校に通った通学路もありましたから、毎日のようにそこを歩いておった道がもう全然通れるような道ではなくなっています。それは結局盛り上がった水で、バックウオーターで山のすそをえぐられて、つまり山腹崩壊しているわけですね。それが約300mぐらいいはあると思うんですが、ここからは一級河川ですよという両岸にセメントの角柱があります。その角柱から下が瀬戸川の右岸になりますが、その右岸が山腹崩壊をしているんです。それがいまだにとまっています。

それから、先ほどの説明の中で、全然こういうふうにするように計画をしているんだというお話もない。何回自分たちがお話ししたらそういうことが計画できるんでしょうかね。瀬戸川流域のその山腹崩壊しているところは青粘土が流れていますよ。これがもうダムの濁水の物すごい粒子の小さな粘土質の濁水が流れ込んだ、それが1カ月も2カ月もダムが汚れているじゃないですか。粒子の小さいような、そういう濁水のもとを何で根本的にもっとしっかり直すということをやっていたらいいんですかね。

これはちょっと話が別にそれますが、高知県には〇〇さんという国会議員が、衆議院議員がおいでです。この〇〇さんの出身も土佐町南川なんです。私たちと部落が一緒ですが、この人にでもお願いをして、今国交省大臣も同じ公明党の出身で、国交省が出ていますから、〇〇さんを通じて政治的にも上部から動いてもらわんと、これはここにご出席の皆さん方は計画立てていただけないのじゃないかと、そんなことまで気になるんです。ぜひ私たちの意見をもっと、大田口で聞いたときから、こっこのこういうふうにやりますというぐらいの具体的なことをもう少ししっかりとやってほしいと思います。以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。土佐町のAさんとBさんから、2点、3点ですかね。

地蔵寺川の逆流の件に関連してダム管理のきめ細かな対応というのはできないのだろうかという点。

それから濁水について、原因については具体的に瀬戸川の右岸というようなご指摘も

ございましたけれども、以前の河川環境に戻るような根本的な対策案、それも今回の意見を聴く会の説明の中では具体的な説明が全くなかったということで、意見反映がどうなっているのかというようなことも含めてのご意見だったと思います。

この点について事務局の方、お願いいたしたいと思います。

○河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所長の岡崎でございます。ただいまご質問いただきました件につきまして、私の方から基本的な考え方を説明させていただきます。

前に示しておりますのが、ことしの台風4号の洪水の調節図でございます。図が非常に見にくくて大変申しわけございませんが、ちょっと説明させていただきます。縦が流量になっていまして、横が時間で、雨が降って水かさが上がっていきます。この赤い線が水かさ、ダムに入ってくる水量と考えていただければいいのですが、だんだん次第にダムに入ってくる量がふえてまいりまして、このときは最大 $3269\text{m}^3/\text{s}$ のダムへの流入量がございまして、その後雨がやんでダムへ入ってくる量が下がっていったと、こういうふうになったということでございます。ダムに最大入ってきた量というのが7月14日の夜、20時ごろになります。それに対して、ダムから下流に流した量は、この放流量と書いていますけれども、この青い線でございます。7月14日の昼前ぐらいから少しずつ放流をゲートの方から始めまして、夜の10時ごろにこのピークに合わせて一定で放流したと。 $676\text{m}^3/\text{s}$ を最大流入量のときは放流をしたということです。この緑の部分がダムの方に洪水を貯めこんだというような調節をしております。流入量を上回るような放流というのはしていませんので、必ずダムに貯めこんで放流を、下流に流している。

それで貯水位も、ダムの水位も朝方から、これがダムの貯水位がだんだん上がっていった図ですけれども、7月14日10時ぐらいが大体水位にして315mぐらいですから、ゲートの下ぐらいだったと思いますけれども。それからだんだんずっと水位が上がっていったような絵になっています。

それで、地蔵寺川の合流点に、早明浦ダムから放流した水というのは、この放流量が流れていくようになりますので、もしダムがなければこういった流量が流れていっております。そういうことでダムの方で洪水を貯め込んでおりますので、地蔵寺川が合流している川の水もダムから流す量というのは大分減らしているというところで、下流もそうですけど、地蔵寺川の合流点のところも水量自体は減らしているという実態でございます。

それと治水対策について、これは台風4号での早明浦ダムの洪水調節の図でございま

すが、治水対策につきましているいろいろ方法が、雨の降り方も変わってきているというよう
な話もございまして、今回整備計画では早明浦ダムの洪水調節の過去の実績を踏まえまし
て、治水機能の向上ということで、洪水調節の容量をふやして、より安全性を高めていこ
うということで、整備計画の中に記載をさせていただいております。

それと、濁水対策につきましては先ほどいろいろ説明しましたけれども、実態として、
やはり濁水が起こっているというのは認識しております。一つの方法として、先ほどの中
でも説明をさせていただきましたけれども、放流設備を追加することによって、ダム湖自
体が濁るのが少しでも抑制されるのではないかとということで、そういったことについても
今後検討してまいりたいということで、整備計画の中にも、今後ともいろんな検討もして、
改善に努めるということを書かせていただいております。

以上、基本的な考え方でございますけれども、私どももそういったことは認識してお
りますので、今後とも引き続きさまざまな対策について検討してまいりたいというふう
に思っております。基本的な考え方は以上でございます。

○ファシリテータ

どうぞ。順番に、Bさんの方から。

○参加者（Bさん）

その瀬戸川の右岸の山腹崩壊をどうやってとめるかということの具体的な計画はいただ
けないのでしょうか。

○ファシリテータ

瀬戸川右岸の対策ということなのですが、どうぞ。

○河川管理者

ダムを管理しております、私は水資源機構池田総合管理所の所長の片山でございます。
前日も大豊会場でBさんの方から同じ質問を受けまして、現地等見せていただきました。
瀬戸川上流域の川井地区、右岸側。特に我々が護岸施工しておる大分上流側のお話だと思
っております。土佐町と一緒に現地を見せていただきまして、私どもは18年度につきまし
ては護岸のところ、蛇籠が一部めくれ上がっているところがございます、鋼製の護岸を
させていただきました。あそこは確かに流れが、大きな石が多いわけですが、流れがきつ
くて、それが崩れることによって上の方の斜面崩落につながるのではないかと多分ご
懸念と思っております。

ただ、我々の方は昨年から、Bさんも行かれるとわかると思うんですが、それより下

の南川のところとか七尾のところ、崩れておるところがございまして、そっちの方を先にやらせていただいております。現在のところを見ますと、急に崩落するような感じというよりは、下の方の根固めというところを流水が通って削られていきますので、その部分の補強を、機構の方は十分していきたいわけですが、何分にも今年の4号台風におきまして、土佐町の県道部分とかやられているところがございまして、そちらの方を先にやっています、今後、まだ計画がいつかというところ、予算とかいろいろございまして、具体的などころがちょっと申し上げられない状況でございます。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Bさん）

その現場は歩いていただいたらよくわかったでしょうか。対岸から見られたんじゃないですか。現地を歩きましたか。

○河川管理者

現地を見ている者がおりますので、はい。

○参加者（Bさん）

上流に橋がありますね。あの橋のところの両岸に、一級河川というセメントの標柱があります。それから、17年度ですか、蛇籠の補強工事をやられたところまでの間が約300mぐらいあるんじゃないですかね。その分のことを私は申し上げているんです。

それで、昔からの営林署の森林軌道、森林鉄道がありました。それももうほとんどわからないぐらい山がずたずたになっています。

それから、先ほど申し上げました私たちの通学路だった歩道が、これは昔から言われる赤線道という道なんです、その赤線道ももうずたずたになっています。その上には中村という集落があります。現在12戸ぐらいは残っているのでしょうか。私もその集落の出身者なんです、学校が閉鎖されて廃校になって、その学校に大きな集会所を建てているんですが、何か行事があればそこでやるように、その学校の跡を利用しているんですが、その中村の集落の者は歩いてそこに行けなくなっているんです。全部車で。七尾橋を今現在工事されていますね。七尾橋のすぐ下を今工事していますわね。あそこの橋まで、下へ回って学校へ行かなければ、歩いては行けなくなっているんです。それで、その中村の集落には運転免許を持った方が2人か3人ぐらいしかいない集落でして、その人が積んでいってくればその学校の跡地の行事にも参加できるが、歩いて、てくてくずっと下へは、

3倍以上もの道のりになりますから通れない。自分たちが通っておった通学路さえきちつと整備ができて、今残っているあの橋へ道ができれば最短コースで歩いてでも行けるのに、行けないような状態になっているんです。

やっぱりその昔の道がこうあったんだ、それから森林鉄道がこういうふうに通っておったんだということをきちつと把握していただいて、山がどれだけ上の方まで崩壊しているかということをごひしっかり見てほしいと思います。対岸からだけでなく、現地を歩いてほしいと思います。そうしないととても根本的なあそこの、どう言いますか、山の上の山腹工事にはならんのではないかと。

どうしてもわからなければ、いや、〇〇議員に私は帰ってきてもらって、一遍案内してそこを通ってみようと、そんなことまで考えていますよ。だから、上の者から言われて計画を立てるんじゃなくて、現地を歩いてどれだけ上の山が来ているのか把握してくださいよ。川底から恐らく200mぐらいは上まで全部山がずたずたになっています。道も森林鉄道の跡地ももう全然わからんぐらいになっています。それを早くとめないとおっしゃったように、あそこは急流のところ川幅がない関係で満水のおきにはすごく上に盛り上がって流れるんですよ。

○ファシリテータ

ありがとうございます。おっしゃっている瀬戸川右岸部分は、濁水の原因になっているだけでなく、生活道路も利用できなくなっているような状況なので、早急な対策を考えてほしいということで、何かございますか。どうぞ。

○河川管理者

池田総管の片山でございます。現地の方なのですが、私ではないのですが、早明浦の所長と土佐町の方でその森林鉄道の付近、右岸側にわたりまして確認させていただいております。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Aさん）

Aと申します。ご説明をいただいたんですが、先ほどのご説明では、濁水の問題についてですが、いろいろなご意見が出られて、それについてはこうするというふうな話は書かれておりますけれども、一体計画の目標はどこに置いているのか。要するに私の言いたいのは、先ほども申し上げましたように、私たちは今の現状を少しでもよくするというよう

な発想じゃないんです。もとの川はこうだったと。これを何とかできないかということをおし上げておるんですから、どこまでやるのか。計画にどこまで盛り込めるのかということをお伺いしたい。もとに戻すということができるとどうか、それについてどういうふうに考えているのか、どういうふうに盛り込むのかということをお教え願いたいと思います。

○ファシリテータ

個別具体の対策も大事だけれども、それにはちゃんとした目標がなきゃいけないだろうと、そういった目標についてどうとらえているのかというご質問です。

○河川管理者

水資源機構池田総管の片山でございます。我々の洪水調節、素案の方の31ページの上の先ほどの質問にも関連するところ、最近雨の降り方が違うのではないかとということもございまして、今までの、これは上位10洪水だけでございまして、平成19年度まででいきますと87回の洪水調節をさせていただいておるわけです。先ほど言いました平成17年の14号台風というのが2番目に来ています。それから、濁水が起こりまして流域で1週間にわたって1725mm降った洪水ですが、4番目ですか、昭和51年17号台風が出ております。30年間の間で起こってきているかなというのを思っております。

我々とする、洪水をとめるというのは当然治水目的であります。というところで、濁った水を一時的にとめないかんというところと、また濁水になりますと、今年の例でいきますと、6月末から7月頭ぐらいに貯水位が23.5%という最低を記録したわけですが、そこよりも下がってきますと、どうしても泥の上を水が流れてくるということで、濁水時においても濁水が出てくるというところで、水をとめ、水を利用するという上では、濁水というのはすごく課題になっております。

その水を、では目標値はいくつかと。極限をいうと、従前の川にしてほしいというところですが、なかなか、洪水をとめ、底水も使わないかんというところで、努力としてはずっと続けていかないといけない。それも全体流域417km²でございます。地蔵寺川だけではなくて、例えば大北川とか荒れとる川もあろうかと思っております。そういうところからも流れてくる、斜面崩落は起こしておると思っております。というので、進め方が遅いではないかと言われるところなんです、我々といたしても今選択取水設備という設備を平成12年以降動かして、若干は改善してきているつもりではいるのです。そのときの考えからすると、なるべく早く濁った水を中層のあたりから抜きたい。洪水時に濁った水を入れないと

いうところで、先ほど説明しましたように、洪水時になるとちょっと温度が冷たい、それから粒子が入っていますので、水が重たくて貯水池の真ん中辺に入ってきます。したがって、今整備計画の中に入れております放流設備等の追加で、なるべく早くそういう濁水を軽減する策を作っていきたい。

また、流域全体をいろんな関係機関のご協力を得ながら進めていきたいと思っております。目標は何ぼというところは答えられなくて申しわけないんですが、今の現状といたしますと、繰り返しになりますが、以上でございます。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Aさん）

私だけ言っても申しわけないんですが、要するに私の言いたいのは対症療法だけではだめですよ。もとを断たないことには、いくらやってもこれは解決しないと思います。いわゆる対症療法的なことを幾らやっても、濁水自体は消えないわけですから、もとを断つということをやらないと、全然解決策にならないわけです。ですから、この計画の中に、その濁水のもとになるもの、それをもう排除するという考え方を盛り込んでいただきたい、こういうふうに申し上げておるわけです。要するに、それは山腹の崩壊の予防であり、そしてダム裸地の土砂の流入を防ぐことである。全部土砂が入らなくなれば濁らないわけですから。そういうことを抜本的にやっていくということをこの計画の中に盛り込んでいただきたいんですがということです。

○ファシリテータ

計画の中に根本的な対策をしっかりと位置づけてほしいということだと思います。いかがでしょう。

○河川管理者

吉野川ダム統管の岡崎でございます。現在、濁水対策につきまして取り組んでいる事柄は先ほど私の方からパワーポイントで説明いたしましたけれども、その内容につきまして、例えば選択取水の説明の運用でありますとか早明浦ダムの底泥の除去でありますとか、そういったことは今後とも継続して実施していくと整備計画には記載させていただいております。

それと、今後とも早明浦ダムから放流される濁水の長期化については関係機関と連携しながら改善に努めるということを書かせていただいております。ただ、その対策につき

ましては、今までもいろんな検討会、研究会で検討してまいりまして、その成果を踏まえて、できるところから実施してまいったわけでございまして、これからもそういった様々な対策については引き続き検討してまいりたい、現段階ではそういう状態でございます。以上です。

○ファシリテータ

よろしいですか。現状では、もう少し踏み込んだ対策をとというご意見なんですが、現在の記述で理解していただきたいというようなお答えなんですが。

○参加者（Aさん）

よろしくないですけど、他の方のご意見もございますので。

○ファシリテータ

はい、わかりました。ご不満だということだけお伝えしておきます。では他の方。

どうぞ。お待たせいたしました。

○参加者（Cさん）

本山町のCです。早明浦ダムが完成されて30年以上たっていますけれども、その間にダムの土砂堆積が大分あると思うんです。そのダムの堆積によって計画された堆積の予定と現実はどうなっているか。そういうふうな表がありましたら見せていただきたい。それから、その堆積によって、治水あるいは利水において大分効果が減ったんじゃないかと思えますけど、その状況はちゃんと調査されているか、その調査結果をあったら報告してください。

○ファシリテータ

本山町のCさんでよろしいですね。2点です。ダムの土砂堆積の状況、当初計画と現状との比較という点と、それから堆積している土砂の治水上、利水上の影響について把握しているのか。把握しているならその内容についてという2点のご質問です。

○河川管理者

水資源機構池田総管の片山でございます。まず計画の方ですが、先ほど説明しましたパワーポイントの中に、何枚目かにある資料ですが、これが容量配分図というものでございます。一番下に堆砂容量というのが書いてあると思うのですが、これは100年間で貯まる量を想定しておりまして、1700万 m^3 の容量を設定しております。それで、現在どこまで貯まっているかというところで、素案の方の、この薄い方の資料ですが、そちらの方の32ページの上の図が早明浦ダムの毎年ごとの測定値になっております。それで、この測定自

体は、秋から冬にかけてまして、貯水池を測量しまして出しております。それで、17年度で大体850万 m^3 ぐらいの堆砂が貯まっております。それで、これを先ほどのパーセントでいきますと、堆砂容量は1700万 m^3 と言いましたので、大体51%でございます。したがって、現在考えておる堆砂容量の中でおさまっていると。

ただ、進みが若干、その計画、当初想定堆砂量という斜めのラインが入っておるわけですが、平均的に来た場合ですが、これが100年で上がっていく量でございますので、その面で行きますと、確かに50年、51年と大きな出水がございましたので、当初は上がったたりしております。現在のところで行きますとまだ堆砂容量内の中で、先ほどCさんが言われました有効貯水容量、例えば治水とか利水の中に入ってきている量というのは、有効容量内でちょっと測定しますと2%ということで、ごくわずかで、障害にはなっていないというふうに考えております。

○ファシリテータ

計画に対して、量が多いものの想定範囲内なので、治水、利水上も影響ないという認識だということなんですけれども。どうぞ。

○参加者（Cさん）

影響ないとは言われなと思いますけどね。堆砂というのは上流から堆積していますから、だから洪水の調節のための容量がまず上流においてなくなっていくというふうに考えると大分影響があるんだが、洪水調節のためにどれだけ影響しているか、容量にしてね。そういうことはどうですか。それと、まあこれはただ堆砂の容量は100年間、30年過ぎてあと3倍だったらどうなるんですか。その点もお願いします。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○河川管理者

上流の方で、当然上の標高だから堆砂が進むのではないかということですね。その量を食われるじゃないかと。それをずっと鉛直方向に測量してやっています。その量が今お示しました表でして、先ほど言った約850万 m^3 というのは859万 m^3 で、1700万 m^3 で割りますと51%。それが総貯水容量で行きますと約3億 m^3 になりますので3%。それで有効貯水容量、それは断面ごとに測って、標高ごとに測った数字が2%でございますので、測量した結果ということで、ごくわずかというふうに思っています。

それから、早明浦ダムの場合ですが、先ほどの貯水池容量図の上に、1700万 m^3 の上に

権利設定されていない死水容量というのが1000万 m^3 ございます。これを使うというのはちょっと議論がいろいろあるかと思うんですが、堆砂容量1700万 m^3 と死水容量1000万 m^3 を仮に足してこの859万 m^3 で割ると三十二、三%になるというように考えておりました。堆砂自体も洪水によりいろいろして、今後どうなるかというのはわからないところはあるわけですが、今のところは大きな影響がないというふうに考えております。

ただ、我々といたしましても、濁水のとくに流下してくるということで、ここ最近なんですけど、堆砂をとっております。その量といたしますと6万 m^3 ほど堆砂除去しております。以上です。

○ファシリテータ

全体の数値から見るとごくごくわずかなので、治水、利水上は現時点では影響がないということと、定期的に6万 m^3 程度の堆砂除去はこのところ行っているということですが、よろしいですか。

よろしいでしょうか。では、ほかの方どうぞ。

○参加者（Dさん）

土佐町のDです。前回というか、大豊の会するとき、ちょっとそこだけいつまんで言っていてわかっただけであればいいのですが、単刀直入に、特別交付税なりそれなりの手当がもらえる方法があるのかというところで、河川管理者の方から「今の意見に対してちょっと宿題という形でさせていただきたいと思います」とあります。この宿題の返答がいただきたいのが1つ。

それから、景観であるとか自然を残す、また魚道の確保、川遊びができるというような下流の方では計画が立っているようですが、私たちから見ればうらやましい限りです。この嶺北地区は、国の考え方に逆行して景観も自然も魚道もすべてなくなっております。ダム周辺をボランティアで掃除したりしている方も多くおられます。この地区に国の方から予算を組んで、洪水の対策はもちろんですけれども、それにかわる公園づくりなど、下流にかかわらずにやってもらいたい。それをすることで四国4県の方から不満が出るとは思えないんです。国の方でもすべての住民が納得できる計画を立てていただきたい。

すいません、ばらばらになりますが。そして「国の直轄下に編入するのは大変難しいと考えています」という一言で終わっておりますけれども、そしたらこのイ、ロ、ハ、ニというのに、すべて僕は入るんじゃないかと思うんです。特に、ハの水系における貴重な自然環境、すぐれた景観等、その整備また保全を行うことが特に必要と認められる河川環

境が存する区間とありますが、それはまさに入るのではないかと思うんです。このイ、ロ、ハ、ニにこの地区が含まれないという詳しい説明をしていただきたいと思います。

それともう1つ、土佐町の町長の方から東京の国交省だと思いましたが、洪水の被害の写真入りの資料ですが、もって行ってるんです。何らかの返答があったと思うんですが、よければそれもお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○ファシリテータ

4点です。まず1番目から順番に回答していただいた方がわかりやすいと思います。1番目、前回の大豊会場で最後に「地元はこれだけ被害を受けているのに対して具体的に何か支援策がないのか」というようなご質問に対して「改めて持ち帰って検討」とお答えだったということで、それに対する回答を求めたいということです。まずこれからお願いしたいと思います。

○河川管理者

高松で四国地方整備局の河川計画課長をしております岩男です。どうぞよろしくお願いたします。すいません、ちょっと特別交付税の話は。私、今回4月から河川計画課長をしております、前回の議事録は見ていたのですが、特別交付税の話というのは承知しておりませんでした。

特別交付税については総務省さんの所管になっておりまして、実際、どういう形で要求できるかというところが、大変申しわけないんですけども、ちょっと私の方では承知しておりません。今回の理由で特別交付税が措置できるかということに関しては難しいという話は聞いております。ただ、きちっと私の方で最後まで確認させていただいたわけではないので、もう一度ちょっと確認をさせていただいて、Dさんの方なり土佐町さんの方を通じてお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○ファシリテータ

1点目については、改めてご回答と。

これは2点目も趣旨としては似たようなご発言だと思いますけれども、ダムで影響している嶺北地方に対して国の予算で環境整備の事業ができないか。具体的には公園とか、そういった話もございました。その点についてはいかがでしょうか。どうぞ。

○河川管理者

吉野川ダム統管の所長の岡崎でございます。

環境整備の話でございます。ちょっと本文の方の一部にあるのですが、ダムにつきま

しては、ダム環境整備ということで、早明浦ダム周辺の左右岸のところの公園整備でありますとか、直下流の右岸側のベースの整備というものを、それはダム環境整備ということで私どもの方で実施をしております。あと、下流につきましては下流の管理区間というのがあります。これは直轄の話とかいろいろ改修要望と絡んでくるのですけれども、とりあえず管理区間がございまして、県の方の区間になりますので、県の方でそのところはまたどう考えるかということですが、

ただ、先ほどの説明の中に、アシとか何かが生えて非常にみすぼらしい川になったので何とか現状を見てというご質問に対する回答の中で、たしか県の方も、現状を把握して皆さん方と一緒に取り組んでまいりたいというお答えがあったかと思っておりますので、そういうことは聞いてございます。

なお、ダム周辺につきましては、こういったことをというご要望があれば、またお寄せいただければ検討はできるかと思っております。それはあくまでもダム湖周辺ということになります。

私の方からは以上です。

○ファシリテータ

ありがとうございました。ダム湖周辺については、整備計画の中でも活性化を図るということで示されているということと、具体的な施設等についてリクエストがあれば国土交通省の方というお答えです。よろしいですか。

では、3点目、直轄化が難しいということについて理由をもう少しわかりやすく説明してほしいということだったと思っております。どうぞ。

○河川管理者

引き続きまして、河川計画課長の岩男ですけれども、私の方からお答えさせていただきます。

国の直轄管理区間への編入ということで、前々回、前回からいろいろご要望をいただいているということは重々承知しております。こちらの厚い冊子の「【素案】に係る『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について」の方で示されている要件についてのご質問かと思っております。これの402ページをお開きいただきたいのですけれども、この402ページのところの「四国地方整備局の考え方」のところ、2段落目ですけれども、「国（直轄）管理区間への編入のための条件」ということで、前にも出してありますけれども、1番の「河川の形状及び流水の状況並びに流域の」というのがありまして、その

イ・ロ・ハ・ニの部分のところを言われておまして、そのハ、「水系における貴重な自然環境、優れた景観等その整備又は保全を行うことが特に必要と認められる河川環境が存する区間」というところに該当するのではないか、直轄化がふさわしいのではないかと、うご意見かと思われま。

この要件については、平成9年に河川法が改正されまして、法律の改正の際に、今までは治水・利水を目的に河川整備というか河川の管理が行われてきたわけですけれども、今後は環境も加えていくべきだということで法律が改正になりまして、そういったときにあわせて、こういった要件というのが恐らく加えられたと思うのですけれども。ただ、この要件というのは、読んでいただければと思いますが、ほかの要件に比べて非常に広いとらえ方ができる書き方になっていると思われま。具体的に、この要件で直轄化に編入されたという事例が恐らくまだないのではないかなということで、要件としては加えられておるけれども、この要件を適応して直轄化を拡大していくという話については、いまだ国土交通省の方で議論があるというところかと思っております。

地方分権の話とかも高知県の方から前回お答えいただいておりますけれども、なかなかそのほか財政事情とかもございまして、近年1級水系の拡大というのはなかなか厳しいところがございます。我々としても、吉野川につきましては国と県とで役割分担をしてやっというということで、高知県の方からも整備計画を作る検討を始めているという話も聞いております。

一方で、前回、前々回の要望をいただいているということは、国土交通省の本省の方にも趣旨も含めてお伝えもしておりますし、また最近もそういった分権の議論があるので、そういった要望状況などの調査も行われておまして、そういった際にもこちらの方からこういう要望がありますというのはしっかりお伝えしております。ただ、現状としましては今すぐそういう直轄化みたいな話というのはありませんので、国と県としっかり役割分担をして進めていかないといけないと考えておりますので、高知県の方と協力をしながら、よりよい河川整備ができるように努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしく願いたします。

○ファシリテータ

Dさんのご質問は、直轄化が難しいということの理由の説明だったと思うのですが、そのハについては事例がないということと、全体的に見て分権化の流れの中で直轄化自体に国としても慎重になっているというようなご説明だったのですが、よろしいでしょうか。ど

うぞ。

○参加者（Dさん）

土佐町のDです。

事例がないからだめだとか一応伝えてありますということだったんですが、やっぱり伝えたからには、その返答をもらわないと話が前に進まないのではないかと思いますので、次回あると思いますが、次回には伝えただけではなく返答をお聞かせ願いたいと思います。

○ファシリテータ

次回、この会の次回で返答が欲しいということですね。よろしいですか。どうぞ。

○河川管理者

すいません。私の説明が長くて趣旨がうまく伝わらなかったかと思えますけれども、河川計画課長の岩男でございますけれども。

次回に返答をとということですが、結論としましては、今お伝えしましたとおり当面は国と県とで役割分担をしてやっていくしかない、ただちの直轄編入は無理ということでございます。したがって、我々も早明浦ダムに係る部分については一生懸命やっていますし、県さんの方にもご努力いただいて整備計画を作って進めていただくという形で、当面は進めさせていただきたいと考えております。

○ファシリテータ

現状では無理だというお答えですが。どうぞ。

○参加者（Dさん）

無理なら、もう無理とはっきり書いてもらわないと。書面上では「難しいと考えております」では、僕らは可能性があるのではないかと判断しますので、きちっと言ってもらわないと困ります。

それで、またこれは大豊のあれになりますけれども、「この計画を作るときに、国の方から県の方に一緒にやりませんかという声はかけております。ただ、県の方から、今の段階ではデータ等がないということで、分けて作るという方向でやりたいということで聞いておりまして、国が、県と一緒にやりたいというものを、おまえら入れてやらんと、これは国の計画だから国の分だけを書くということになっているような状態にはなっておりませんので、その辺は誤解のないようにお願いします」とありますが、これは本当でしょうか。

○ファシリテータ

以前の発言の確認だということだと思いますけれども、高知県の方がいらっしやっているみたいなので、どうぞ。

○オブザーバー

高知県の河川課長の長谷部といいます。

今ご質問がありました整備計画については、直轄区間と県の区間ということで、前回はその前もご説明したわけですが、国と県と一緒に作るという要望もあったんですけども、なかなかうちとしては測量調査を全然してなくて、必要があれば県単独で整備計画を作りますという回答をしております。それは県議会においても、そういう回答もしております。

現在、進捗状況につきましては、水機構、あるいは直轄の理解を得まして調査をしております。今回、今年度末で大体流量に対する水位なのですけども、それがわかっていくということ。今Bさんの話があったわけですが、ダムから放流した後、バックウォーターとよく言われるのですけれども、それによって地蔵寺川の方が非常に危険な状態になるということでございます。町長もそういうことを常に言っております。そういう中で、県としても去年から現況の流量、これも把握しております。今年、水機構さんの調査資料をもとにしまして、県としても上流でどういうことになるのか、そういう課題を検討しまして、地元の方と一緒に話しながら、どういう形になるかわからないんですけども、考えていきたいと。

その中で、当然整備計画が必要であれば県としても作るし、どういう形で防御ができるかということもあろうかと思えます。今年いっぱい大体そういうことが現況としてわかりますので、その後、来年度から、うまくできれば地元側と協議しながら、整備計画へ向けた取り組みといいますか、そういう必要があるということであれば整備計画も検討して作っていくということで、現在作業を進めております。

以上です。

○ファシリテータ

県の方が現在調査データを集めていて、来年度以降、整備計画づくりの必要性等について地元の皆さんと話し合いの機会を持ちたいというような状況だということです。

どうぞ。

○オブザーバー

先ほどの回答ですけども、整備が必要であれば当然整備計画を作っていくと、それに

については地元と一緒に話をしながら作っていきましょと。整備計画持とうではなくて、必要があれば当然整備計画を県としても責任を持って作っていくとことございませ。

○ファシリテータ

まず整備計画の必要性を判断するということですね。どうぞ。

○参加者（Dさん）

必要性は、まず必ずあると思います。

それで、今の国の直轄の計画と県の計画がやっぱり同時に進んでいかないと、川は1本なんで、これは県は今から調査して計画を立てていくと、国の方はもうどんどん計画を進めていっているということではどうしても納得がいきませので、調査だけでも国の方でしてもらって、本当に整備計画に入れる必要がないのかあるのか、それを明確に言っていただきたいと思います。

○ファシリテータ

国の方で調査の協力をということですか、それとも国の方で調査をやっていただきたいという。

○参加者（Dさん）

その時点から、調査の時点から協力していただきたいと思います。当然下流の方は国の方で調査しているはずですから、そこは協力して調査をして、県にどこまでやるべきだということも伝えてもらって、当然僕らは素人ですから川を見ても、それはわからんところもあります。洪水とかはわかりますよ、毎年避難勧告が出ていますから。必要性はもう100%あります。被害も毎年出ています。実際、人災もありました。これでもその必要がないということはないと思いますので、これはもうどんどん進めていていただきたい。県の方もそれをよろしくお願いします。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○オブザーバー

高知県河川課の長谷部でございます。

今お話を聞いたわけですが、国の方につきましては現在調査、本流の方なんですけれども、これを流量、水位、これぐらい水位が来たらこれぐらいの流量が流れますという調査、これは当然こちらの方がお願いをして国の方でやっていただいております。その調査結果をもとに、県が地元に入ってこういう状態になっていますということをお知らせして、整

備が必要であれば当然県としても計画を作ってやっていこうということです。

今言われたように浸水被害があると、そういうことは当然わかっているではないかという話なのですが、まず1回そういう調査を今国の方をお願いしてやってもらっているわけなんです、その調査をもとに当然県も調査をして、これを地元で提示していきたいと考えています。

○ファシリテータ

それでは、Dさんからの4点目、土佐町の町長さんが国土交通省の方に洪水被害の写真を持って実情を訴えていると、その状況についてわかっていることがあれば教えてほしいということだったと思いますけれども。

○河川管理者

吉野川ダム統管の岡崎でございます。

昨年ですかね、写真入りの資料、被害状況・浸水状況の写真だと思えますけれども、それを持っていかれて、私の方もその写真とか状況は見させていただいております。東京の方にも持って行って、お話をされたということは聞いてございます。

そういうこともありますけれども、当面は今説明させていただきましたように県と役割分担をしながら、国の方でも支援できるものがあれば支援できると、データの提供などそういったことを高知県の方に提供するというので、支援などをしてみたいと考えております。その写真とか何かの状況は本省も当然知っていますし、整備局も含めて、それは認識しております。

○参加者（Dさん）

よろしいでしょうか。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Dさん）

データとかの支援とかいうのは前回も言っていますので、今からでもどんどんデータを送っていただきたいと思えます。

最後に、この吉野川、これはダムができたとき僕も小さかったのでわかりませんが、もしダムがなければ、夏も川遊びをして、四万十川と並んで観光産業としても発展していたのではなかろうかと思えます。しかし、当然洪水とか四国4県の利水の問題とか、四国の命と銘打ってやっておりますので、それはもう仕方がないことだと思えます。でも、

大川村にしても、水に沈んだ町もあります。それは当然、当時の方はものすごくつらい思いをされたと思いますので、その辺も理解いただいて、ここの地区の住民が納得いけるような計画をぜひ立てていただきたいと思います。頑張ってください。

○ファシリテータ

県管理、国管理を問わず、やはりダム下の治水については地元の皆さんかなり心配を持っておられているので、それを取り除けるような計画をいち早くお願いしたいということでございます。

それでは、始めて1時間20分ほどたっていますので一度休憩を入れて、それからこちらの方から再開したいと思います。では、今35分ですので、3時45分から再開ということで、10分間休憩をとります。

[午後 3時36分 休憩]

[午後 3時46分 再開]

6. 議事(4)

質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

では、3時45分になりましたので再開したいと思います。どうぞ。

○参加者(Eさん)

本山町のEといいます。先ほどの質問に多少関連しておりますが、一言お伺いしたいことがありますので質問させていただきます。

ただいま県の方からも計画を立てるとかいろいろ話もありましたけれども、私はダムの建設当時からダムの建設のお手伝いもし、落成にも出席し、その時分、昔の話を全部知っておる一人でございますので、今若い係の方が申し上げますように、何か全体で県も国も一緒になってダムを作ったというような感じを受けるようなご答弁でございますけれども、ダムそのものを建設したのは国でございます。国が責任を持って、今後においても住民に迷惑をかけないようにしますとはっきり言われたことを聞いております。それで、県に整備計画を立てるとかというようなことはちょっとおかしいんじゃないかというように感じまして、発言させていただいたわけでございますが。

ぜひとも、このダムは、昔は美しい吉野川で通った川が、濁水またはヨシの生えただこぞの山の中の川みたいになるし、魚はおらんようになるし、非常に地域の住民としては被害を受けているわけでございますので、それをたとえ徐々にでも回復するように、国の

方で全部責任を持って対応していただくというのが筋じゃないかと私は考えまして、一つそういうふうには、今若い課長さんか、かれこれは昔のことは知りませんが、昔を知っておる私としては、はっきり国が責任を持つと言うたことを今断言させていただきますので、よろしくをお願いします。

○ファシリテータ

本山町のEさんでよろしいですか。

では、関連したご意見ということで、どうぞ。

○参加者（Fさん）

本山町のFといいます。ただいまの発言と非常に関連しておりますので、よろしくをお願いします。

私どものこの町はまさにダム直下の町でありまして、ダムに起因する川の問題は大変大きいものがあるわけでありまして。砂を失い、そして砂が来ないという問題があります。したがって、川はとてもやせ、これまで当然だと言われた淵や砂地、こうしたものも失っているところでありまして。また、ヘドロ、濁水、そして臭う川とまで言われて、石はまったく磨かれないと、こんな川になっているわけでありまして。もちろん、ただいまありましたアシ・ヨシが川には生えて、かつての川の姿が本当になくなっている、そんな思いがするところでありまして。また、川魚ということを考えますと、本当に吉野川はその宝庫であったと。先ほども出ましたが、ヤツメウナギが生息しているというのも本当に特色のあるすばらしい川であったわけでありまして。

したがって、必ず大きなダムを作ればこうした問題に直面するというのは、地元として随分反対したと聞き育っております。しかし、国は絶対に濁さない、そして道路はよくしましょう、そしてこのダムは大きな観光の役割を果たしましょうと、このようなことで説得を受けて、このダムができました。まさに国が起こした、起因したダム問題であるわけでありまして。このダムがなければ、今この吉野川は本当に夏の川魚のメッカでもなっただろうと、このようにさえ思うところです。

したがって、本当に国が起こしたこの問題に対処していただかねばならないわけです。これを県が管理、そして県も「整備が必要となれば」とたびたび繰り返しますが、当然今日のたくさんの声は整備が必要であるということをお願いしております。そして、今日の会の内容、私たちが期待をしての会でありまして、声を生かすという目的を持っているんじゃないかと。そうすれば、それに沿ってこうした会を発展させていただきたいと

思うんです。現場で本当にこんなに悩み、そして住民は昔日の川に返せと、先ほど出ました原点へ帰れということも、本当に私たち多くの住民が突き上げもあるわけです。そうした面でうまく今こそそうした対応をしていただきたい。

それから、選択取水の問題は平成12年に始まったということですが、常にいろいろな話で、選択取水で濁水を解消と言っていますが、もう長い年月、先ほどの答えの中で低水取水ですか、そんなことやらまだ方法があるということなら、一刻も早く取り組んでいただかねばならないと思います。まさに人為的に自然を破壊したところは速やかに改善をしていくのがしかりだと、このように思うところであります。

関連しましたので、よろしく申し上げます。

○ファシリテータ

ありがとうございました。本山町のFさんでよろしいのでしょうか。

本山町のEさんとFさんから、今本山町が直面している川の環境の問題というのはすべてダムに起因しているもので、ダムを作ったのは国だし、作る時には水は汚さないというような約束をして作ったにもかかわらず今の状況なので、国の方として当然対策をとるべきなのではないかというご意見です。ちょっと直轄化とも関連しているような話なんですけど、どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の岩男でございます。

大変貴重なご意見をどうもありがとうございます。先ほど来、濁水の問題とか環境の問題とか、非常にダムができて以来ご苦労されているということに関しては、我々も真摯に受けとめてやっていかなければならないと思っております。決して国として知らないという話ではなく、国としてもちゃんとやっていかなければいけないということで、濁水の対策とかも今できる範囲のことをお示しさせていただいているところでございます。

直轄化の話と関連してということでございますけれども、国としましても、県がしっかり計画を作っていけるように支援・協力していくとともに、また河川の整備というのはもちろん国の責務でございますので、県に任せ切りというわけではなくて、整備計画の際にも国の方で認可をいたしますし、あるいは整備に当たっても、補助金等は国の方から出して行って、一緒になってやっていくべき仕事でございます。我々もそういう認識を持ってやっていきたいと思っておりますので、国と高知県の方と協力をして進めていきたいと思っておりますので、そのあたりのことはご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○ファシリテータ

現在の制度上、管理区分は国、県となっているけれども、これは一体になってやっていくものだということで、その点は理解していただきたいということなんですけれども。どうぞ。

○参加者（Fさん）

ただいまご答弁いただきましたが、それは国が県と一緒にやってということではなしに、県の意見を、注意すること、こういうことがあるんだというアドバイスは県に要請して、地元の意見をまとめることを県はやっていただいて、実際は国が補助金どころじゃない、自分でやらないといかんです。それを、補助金を出すとかいうようなことは、今国は三位一体で地方に対しての金を出してくれないんです。そしたら、地元がそれを全部こらえていかないかんようになります、できない場合は。そういう不公平がないようにするためには、国が直轄でやれば一番心配なしに実行できると思いますので、その辺もよく履き違えんように、ぜひ地元の意見も聞いてやっていただきたい。そのことを申し上げます。

○ファシリテータ

ありがとうございました。はい、どうぞ。

○参加者（Gさん）

本山町のGと申します。今FさんとEさんが話されました国と県とのかわりの問題なんですけれども、先ほど県の河川課長から「県の管理する部門については必要があれば整備計画を検討する」だとか、それからこの冊子によりますと「条件を整えば」というような非常に消極的な話しか伝わってまいりません。

これは国がこれだけの素案を作り、そして再修正案を出し、そしてこういう意見を聞いて整備計画を策定しようという中であって、県が管理する部門についてはそういう姿勢でいいのかということ、我々地元住民として先ほどの発言に対しては非常に反発を感じます。県がもっと積極的に、ダムがあることによって苦しむ住民の今までの流れの中で、県がそれを受けようとするならば、もっと身近に我々は検討して対応していくんだという姿勢を示すべきところが、どうも県の気持ちが我々には伝わってこない、非常に残念な気がいたします。

今日は、国土交通省の国としての整備計画についての意見を聴く会だというふうにご案内をいただいております。ですから、本来は県と国が合同でこの会をやって、県に対す

るものも聞かせてもらうんだというぐらいのスタンスがなければ、本当はこの会は意味が余らないんじゃないかというふうにも感じられるところです。私は、もう一度県の河川課長に、改めて、吉野川流域に生活する住民の方々がもっと希望を持ってこの吉野川の環境保全、それから浄水・浄化、それから環境整備をやっていけるような、やはり計画を今後策定していくんだという姿勢を示していただきたいと思います。

○ファシリテータ

県か国かではなくて、問題なのはこの地域の河川の環境であったり治水であると、それを一番よりよい解決をするために、それぞれができる最善のことをやっていただきたいということのご意見だろうと思いますけれども、どうぞ。

○オブザーバー

河川課長の長谷部です。先ほどGさんに言われたことについては、真摯に受けとめております。

今説明したように、今は県としても調査をしている段階でございます。こういう中で、地元とキャッチボールをしながらいい環境づくりを目指さなくてはいけないのではないかとということで、住民と対話ということで、地元の川はやっぱり自分らで守っていくという中で、やっぱりお互いにいい環境づくりをやっていかななくてはいけないということで、住民の方の力もお借りしながら計画をしていくということであると私は考えておりますので、消極的ではございません。県としても、やっていくという決意でございます。

ですから、住民のパワーをいただいて、そういう計画、当然やるべき計画があるかもわかりません。当然今回の調査によって、地元に入って、こういうことになっていますという話をさせていただきます。そういう中で、地元に入って、協働して、ある計画がどうしても必要であればやっていくということで、県議会でもそういう話をしまして、当然私も消極的ではなくて、先ほどDさんが言われました東京の方に、河川局長や国土交通大臣に町長が行ったときに、私も同行していました。実情はよくわかっています。やっぱり地元と協働しながら物を作っていくということを私は思っていますので、当然そうならば、また地元に入りましてお話をさせていただきます。消極的では決してございませんので、その辺はご理解をお願いいたします。

○ファシリテータ

積極的に地域の方々と一緒になって考えていきたいというお答えをいただきましたけれども。では、後ろの方、どうぞ。

○参加者（Hさん）

本山のHです。河川課長さんにちょっとお伺いしたいのは、せっかく国がここに計画を立てておるのに、県の河川課として直轄へ入るようにどのような努力をされておるのか、その点をお聞きしたいのが1点です。

もう1点は、渇水時期に対策協議会を作って話し合いをされておるということなんです。このことについて流入量は少ない、 $43\text{m}^3/\text{s}$ を流さないといかん、水利権の問題があるかということはおわかっております。このことが4県の会へ、県の河川課として土木部長さんなり知事がどのような対応をされたのか、議題にもならなかったのものでそのままですよというような、そういうように私は受けとめております。年に2回も渇水になってダム湖が干上がるような、これがさっきだんだんの方からも出ておりますが、昔日の吉野川に戻すために、これに対してどのような努力をしていくかということをもっと真剣に考えていただきたいと思います。このことについては、渇水なり濁水、その面が本当にこの吉野川をだめにしてしまった、これにどのように対応していくかということをお自然環境の中からも一つ、もうちょっと努力をお願いしたいと思います。この2点をお願いします。

○ファシリテータ

本山町のHさんですね。高知県が県管理区間の直轄化に向けて、これまでどういう取り組みをされたのかお聞きしたいという点と。2点目は、渇水期に環境維持のための流量を確保してほしいという、そのために県はどのような努力をされているのかということでしょうか。では、この2点についてお願いいたします。

○オブザーバー

まず1つ。2点ありまして、1点目については、では県として直轄化へどういうことを、直轄化に向けて県はどう対応しているかという話がございました。先ほども岩男課長が言いましたことと、それから整備局に嶺北首長さんが行って、河川局長、国土交通大臣に直轄化という話を提言しています。私も行きまして、そういう中で首長さんが、そういうことは非常に強いという中で、河川局長、それから国土交通大臣なんかには言っていて、なかなか直轄化というのは今の地方分権の中ではできない、その当時は困難という言い方をされたわけですが、できないというふうには私は感じを受けております。

それともう1点、濁水について。濁水につきましては、現在のところ、企画部と土木部も入りまして、吉野川水利用連絡協議会ですか、そういう形で国土交通省がセットいたしまして、その会の方に行っております。その中で $43\text{m}^3/\text{s}$ とかいう話が出ているという

話ですけれども、実際国土交通省の方でその調整をやられているということでございます。県としても企画調整課の方が、これに行きまして、そういう問題に対して検討をしていると、提言もしているということでございます。

○ファシリテータ

高知県としては、今お答えしたような対応だということなんですけれども。では、国土交通省の方からも、渇水対策の件でしょうか、お答えいただけますか。

○河川管理者

吉野川ダム統管の岡崎でございます。

渇水時におきまして $43\text{m}^3/\text{s}$ 、Hさんが言われているのは不特定用水の $43\text{m}^3/\text{s}$ のことだろうと思います。先ほど説明いたしましたけれども、平成17年の渇水のときに、不特定用水の節水ということにつきましては吉野川水系の水利用連絡協議会、渇水時の水運用についてはそこで調整するというようになっておりますので、そこにご提案をいたしましたけど合意に至らなかったということで、今回また渇水がありましたので、提案を事務局の方からしておるようです。その中で、やはり渇水時の運用というのは、合意を得て調整をし、やるというのが基本原則でございますので、その中で合意が得られなかったということで、今後も効率的な水運用ということについては、そういった渇水調整協議会の中で対応していくということになるかと思っております。

以上です。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Hさん）

このことについては最初から1回、2回と申し上げてきた、これで3回目です。やっぱり事務局として、この実態をもっと協議会へ訴えていただきたいと思います。それが無いがために、こんなような状況が続いていくと思います。この渇水のときに $43\text{m}^3/\text{s}$ を流さないかと、水利権の問題があることは承知しておりますが、このことで国としてどのようなお考えなのか、やむを得ませんよというのか、前向きにもうちょっと努力をしましように、徳島県の知事さんの方へももっと働きかけをしようという、その意思があるのか、このことについてお伺いしたいと思います。再度お願いします。

○ファシリテータ

事務局として不特定用水についての考え方を説明してほしいということなんですけれども、

どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の岩男でございます。

再度のお答えということですが、今吉野川ダム統合管理事務所の岡崎所長の方からお答えいただいたとおり、渇水調整協議会で不特定用水の問題なども我々の方からも申し上げて、ご提案はさせていただいているところでございます。現在のところはなかなか理解が得られていないというところで、そのところは先ほども申し上げましたとおり、すべての皆様の合意をいただかないとなかなか実行できないというところですので、今はそういうところにとどまっております。我々としても問題点ということは認識しておりますし、これからも努力はさせていただきたいと思っておりますが、現状としてはまだなかなか理解が得られていないということでございます。

○ファシリテータ

現状では、なかなか関係者の合意が得られないというような状況のご説明でございます。よろしいでしょうか。

○参加者（Hさん）

前向きに一つ、機会があるごとにそれを訴えていただきたいと思っております。お願いします。

○ファシリテータ

機会があるごとに訴えていただきたいという地元の声がありました。では、どうぞ。

○参加者（Iさん）

すいません。三好市から来たIと申します。

○ファシリテータ

すいません。ご起立をお願いします。

○参加者（Iさん）

今と関係あると思うんですけど、素案の方、今Hさんの方がおっしゃられた渇水の件なんですけど、不特定用水の件が何ら触れられてないということは、もともと整備計画の方で積極的にやろうという意思が感じられないんですけど、その辺はどうなんですかね。

○ファシリテータ

不特定用水について素案に記述がないんですけども、そのあたりはどういう位置づけなんだろうかというご質問です。

○河川管理者

吉野川ダム統管の岡崎でございます。

渇水への対応についてのお尋ねでございました。渇水への対応につきましては、素案の中の98ページに、吉野川水系の水利用連絡協議会等を通じて「流況等の情報を共有し、渇水時における円滑な渇水調整の実施等、迅速な対応に努める」というようなことで、一応ここで、渇水調整について円滑な調整の実施、迅速な対応ということで記載はさせていただいているところでございます。記載はそういったところでございます。

また、異常渇水対応についても検討を行うということで、今後そういったことについても検討をするというのにもここに記載しているとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○ファシリテータ

今のご質問は不特定用水についてということだったのですが、渇水対策というお答えで、質問に対して答えになってないように思うんですけど。

○参加者（Iさん）

Hさんの意見に関係しているのですが、要するにHさんの方は不特定用水の関係で渇水でも濁水を出さなければいけないと、あと冷温水の問題もあると思っております。実際にはパブコメとかでも質問をしているんですけど、濁水についてよく見ていると、増水・濁水についてはちゃんと書いてあるんですけど、多少書いてあるんですけど、まず冷水温については全く触れられていないと思っております。それに伴います渇水における濁水についてのことも一言も書いてないんですけど、パブコメにおいても質問が十分じゃないので、一体どうなっているのかなと思っております。

○ファシリテータ

渇水期の濁水の問題ですね。いかがですか。冷水温の放流の問題と。では、どうぞ。

○参加者（Hさん）

この渇水のときの濁水もあるわけですよ。それと冷水、水温も低くなる、この問題があるから私はしつこく言っておるわけです。以上です。

○ファシリテータ

関連した質問で、渇水期の濁水・冷水についてどのように考えているのか、対策はどのようなかということだと思います。

○河川管理者

水資源機構池田総管の片山でございます。

確かに平成17年、それから平成19年、早明浦の貯水位が低くなると、一番底にあるということで冷たい水になります。それから、また濁度が集積しておるようなところがございます。我々の方といたしましても、確かに決められた、その不特定の水の使い方というのは、私のところではその運用という意味で、選択取水の運用でどう使っているのかというところなんです、今選択取水の検討会というのを自治体、漁協、それから我々で開催しており、なるべく温水層を育てるような操作を春から、来年につきましては温水層を、貯水池というのは途中で躍層ができて冷たい層が下になるんですが、その冷たい層をなるべく少なくなるような操作だとか、運用面でできることはやっていきたいというふうに思っております。

○ファシリテータ

ダムの上での対応を考えているというお答えですけれども。どうぞ。

○参加者（Iさん）

1つだけお答えいただいたんですけど、パブコメでも質問しているんですけど、要するに冷水温についてどのぐらい被害があるのかと、あとは増水と濁水を分けて濁水のこと、本当は今までの問題点とそこら辺を出すべきじゃないのかと思うんですけど、そのこととの兼ね合いで不特定用水の関連がある。その件についてもともと返答もありませんし、当然修正、修正、その素案でも何ら触れられていないということは、ごめんなさい、個人的な考え方なんですけど、再修正素案にないということは、素案にないということは、基本的には30年間それほど積極的にやる気がないというふうにはしか見えないんですけど、いかがなものなんでしょうか。

○ファシリテータ

冷水温に対する河川への影響が1点目、それから濁水については、増水期と濁水期それぞれ分けて検討すべきなのではないかということについて、パブコメでも意見表明しているのですが、それに対しても余り十分な回答が得られていないというご意見、ご質問です。

○河川管理者

水資源機構の池田総管の片山です。

99ページに、こちらの方の素案の方の99ページですが、ちょっと貯水池の絵を入れまして、底泥除去という形では対策ということを示させていただいておるんですが、どうしても泥の中を流れてくるものですから、なるべくならその泥を、流れてくる部分のところの泥を除去していきたいというところで、先ほど言いましたように今まででも6万2000m

³ほどとっておりますが、これも継続して続けていきたいというふうに思っております。

○ファシリテータ

素案の方で記載しているということですが、これは増水後及び渇水時の長期化の軽減という形でまとめて記載しているということですのでよろしいんですね。

あと、冷水温の影響についてはいかがでしょうか。どうぞ。

○河川管理者

すいません。根本的に冷水というのは選択取水の運用で考えておりまして、やっぱりいいところの層をとっておると。ただ、貯水池全体が冷たくなる、要は底水と言われるところを使うときというのですか、それについては季節によっても変動がありましようし、課題とは思っておりますが、選択取水を使っても冷たい水を送らざるを得ん場合が出てきております。それは事実でございます。

○参加者（Hさん）

今の選択取水の機能がもう発揮できんような渇水になったときどうしますかと、そのことをはっきりしておきたいわけです。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○河川管理者

池田総管の片山でございます。確かにHさんの言われるように機能を発揮しても全部冷たい水になったらだめだと、底水ですのでということだと思っております。今から諮ることなのですが、春からなるべく水温の冷たい、冷たいというか下流に影響のない範囲のところで、今までは表層だったのですが、なるべく下の方からとって行って、躍層自体を下げるというんですか、温水層という温かい水を育てるような選択取水設備の運用を今後検討していきたいと。ただ、それがすべて改善策になっているかという、最後はどうしても冷たい水が残ることは残るわけですが、温水層をなるべく育てるような選択取水の運用をしていきたいと思っております。

○ファシリテータ

選択取水の運用での対策ということですね。Iさんの最初の質問は、冷水の影響ということについてということだったんですが。

○参加者（Iさん）

データは。

○ファシリテータ

具体的にデータなどがあるのかということも含めて。

○参加者（Iさん）

渇水と増水を分けて検討してほしいんですが。

○ファシリテータ

Iさんがおっしゃっているのは、渇水期と増水期を分けての濁水の検討、それと冷水温の影響について具体的なデータの有無、あれば示してほしいということ。

○参加者（Iさん）

根本的には、素案に書いてないことというのは基本的には積極的にはやらないという意味で解釈してよろしいのですか。

○ファシリテータ

素案に記述のない項目への対応ということについてもお答えいただければと思います。

○河川管理者

洪水時の濁水と渇水時の濁水というので、全体表でいきますと、素案では一本の線に出しています。ただ、渇水が起こっているときがわかっておりますので。補給しておるところがわかっておりますので、今後区別して出していくことは可能です。今言っているのは素案の40ページです。この素案、薄い方の40ページの方で濁水発生の状況というグラフが下の方に出ております。それについては、洪水で出たものと、例えば平成17年でいきますと最初は渇水で20日前後渇水濁水が出てまして、それから14号台風の到来とともに洪水というようなところを定義づけることは可能でございますので、この2.2.14の図を渇水と洪水で分けるということは可能でございます。データ提供できると考えております。

○ファシリテータ

分けられるということですね。くどいようですが、冷水温の影響ということについてお答えがまだだと思えますが。

○河川管理者

水機構の池田総管の片山です。ダムを管理しておりますので放流水温についても当然データはございまして、平成17年度でいきますと冷水温放流の時期、渇水でございましたので6月4日から7月2日、空になった期間ですが、それから7月24日から9月6日というようなところで、放流水温が吉田橋で11℃付近というようなデータがございまして。ただ、そのときに環境がどうやったというところの調査、要は冷水に対して影響がどうであった

かという調査についてはやっておりません。

○ファシリテータ

冷水温の発生状況については把握しているけれども、それに対する影響のモニタリングまではできていないということですね。それと、最後の質問ですけれども、素案に記述のない項目についてということですが、それについて。どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の岩男でございます。素案に記述がないことは重要視されていないのではないかと、あるいはやらないのではないかと話でございますけれども、決してそういうことはなくて、当然素案に記載していないことでもきちっとやっていくべきことはやっていくつもりでございます。というか、やはり素案は紙面の制約がございます、なかなか詳しく書き切れていないところがございます。例えば堤防の整備などにつきましても代表的な断面を示したりとか、ある程度の位置みたいなものは示してはおりますけれどもそれはあくまで概略の位置、概略の断面ということでございまして、今後整備していくに当たって詳しく地元の方と議論させていただいて決めていくようなことでございます。

したがって、早明浦ダムの運用につきましても、今片山所長の方から運用の話ということがございましたけれども、当然こういう問題点は認識しておりますし、前回、前々回まで質問をいただいておりますので、運用の話としてはきちんと検討をさせていただいておりますし、対策もしていきたいと考えておりますが、きちっと素案には詳しくはそこら辺の記載がない、現状ではないということでございます。そういったデータのなものもきちっとご検討いただけるということでございますので、今後修正の必要がある部分については修正をしていきたいと思っております。ただ、やはり紙面の制約とかで、細かい運用の話とかいうところになりますと、すべては書き切れない部分がございます。そこはご了承いただきたいと思っております。

○ファシリテータ

すべてを網羅的に記述はできないけれども、基本的な考え方については示していきたいということ。どうぞ。

○河川管理者

池田総管の片山でございます。データの件ですが、若い人だとホームページで毎時のデータというところで、我々の池田総管の総合気象というホームページがあるんですが、その中で、直下流の吉田橋、本山橋、昨年度置きました大豊、それから池田地点というので

水温、それは毎時のデータですが、それと濁度についてはオンラインで提供しております。データ観測しております。以上です。

○ファシリテータ

水温、濁水状況についてはホームページで閲覧が可能だということです。

○参加者（Iさん）

何度もすいません。冷水温についてはかなり大きな問題だと思うので、素案の紙面に何で制約があるのかいまいわからないのですけれどももっと分厚い資料をいっぱいもらったので分厚くすればいいと思うんですけど、ぜひ書いてほしいと思います。

あと、素朴な質問なんですけど、濁度10度以下は問題ないのかと個人的には思うんですけど、これはその対策協議会で決めたのでこの数字だとは思うんですけど、実際にはどうなんですか、濁度5度ぐらいでも問題があるのではないですか。

○ファシリテータ

素案にはページの限りがあるとは思えないので、書くべきことは書いていただきたいということと、濁度の基準についてどう考えているのかということですからけれども。

○河川管理者

池田総管の片山でございます。確かにもう決められて、全国的に濁水とかその辺のときでは大体10度と、全国的な一般的な数値とっております。5度でどうかと言われると、多分笹濁りがもうちょっと進んだのが6とか7度ぐらいと私は思っております、5度というのかなりきれいな、池田のいつもの、池田やったらダム湖で3とか4ぐらい、そんなような状況でして、やはり10度ぐらいで管理するのがいいかと思っております。

○ファシリテータ

濁度10が基準としては適切だという判断をされているということです。どうぞ。すいません、お名前を。

○参加者（Iさん）

Iです。今と関係あるんですけど、最初に説明があった住民の方から前々回から提案がある導水バイパスですが、これは単純に模式図で全然流量が足りないから意味ないよと書いてあるんですけどもうちょっと具体的にどのぐらい開きがあって、データのどのぐらいの水量が、自然流量で何 m^3/s 入って、でも実際には何 $10m^3/s$ 必要だから全然足りないよというふうに説明がないと納得いかないし、あと、高知分水だけ言及してあるんですけど、当然仁淀川分水もございまして、あとはダムより下流になりますけど、穴内川

分水もございますので、やはり本来であればこれは徳島県の不特定用水だけの問題ではなくて、上流側でもかなり努力しないと結果的にはこういう問題は解決できないと思いますので、もうちょっと具体的にどうしてだめなんだとはっきり書いてほしいんですけどね。

○ファシリテータ

導水バイパスの効果について説明はございましたけれども、これでは到底納得ができないということで、もう少し数値を示した上で効果の有無が判断できるような根拠を示してほしいということですけども。

○河川管理者

吉野川ダム統管の岡崎でございます。2点ございまして、1つ目が導水バイパスについてですが、前に図を示しておりますが、特に渇水るときダムへの流入量というのは非常に小さくなります。数 m^3/s とか $4m^3/s$ とか $5m^3/s$ とか、その数値は時期によって違うんですけども、そんなオーダーで非常に小さなダムへの流入量になります。それに対して下流への補給量というのが、 $35m^3/s$ とか $36m^3/s$ とかいうオーダーでございますので、ダムから追加して放流しないとその流量が賄えないということで、バイパスしても流入量が余りにも小さいものですから、結局は下で混ざりますから、そういう意味で希釈効果というのが小さいというように考えております。そういうことです。

それともう1つ、分水についてでございますが、先ほど鏡川への分水ということで、発電を通して分水して飲み水にも使われているという話をさせていただきました。実際そのほかにも分水はあります。発電目的に分水されている分もありますけれども、これは水利権という問題がありまして、問題といたしますか水利権として認められた権利でございますので、これを減らせといったようなことは特段の不合理性がなければ現状では難しいということでございます。

以上です。

○ファシリテータ

水利権の問題があるので分水の見直しは難しいということと、データについては具体的な数値が示されましたけど。

○参加者（Iさん）

Iです。何回もすいません。今の $4m^3/s$ という数値が高知分水だけなのか、あるいは仁淀川分水は全く配慮してないのかということを知りたいんですけど。あとは本当に素人考えなんですけど、こちらの方のパワーポイントの説明ですと、単純に濁水だけの問題

を取り上げておられましたけど、やはり濁水は冷水温の問題があるので、濁水に対しては十分な効果がないんだとしても、導入バイパスをすれば冷水温の改善にもつながるような気がするんですけど。具体的にもうちょっと、これは本当に検討しているのかどうか、単純に「これはもうだめだからこの程度で返事しておこう」と思っているのか、そんなことは言わないと思いますけど、というふうにも思ってしまうので、もうちょっと真剣に考えてほしい。多分これは先ほどから、前回から参加させていただいていますが、地元の方はこの問題をダム以来ずっとかなり問題視していると思いますので、これはやはり検討できない課題であっても素案に書いておかないと、素案は目標も大事だと思うんですけど、解決できない事項も書いておかないと。例えばその次の30年以後の整備計画とかに反映できればと思うんですけど。

○ファシリテータ

濁水とか冷水温対策ということからも、導水バイパスの効果ということについてももう少し踏み込んだ検討をした上で、素案への示し方も含めて考えてほしいということですが。

○河川管理者

吉野川ダム統管の岡崎でございます。2点ございまして、1つ目の導水バイパスについてでございますが、現状では、先ほど数値でご説明申し上げましたけど、効果自体は小さいと考えてございますので、今のところそれ以上のデータは持ち合わせてございません。だから記載するという自体は、今のところはなかなか難しいと考えております。ただ、濁水対策の改善ということとはもう既に本文に書いてございますので、そこで今後いろいろな対策について検討するというところでご理解をいただきたい思います。

それと流入量、先ほど $4 \text{ m}^3/\text{s}$ とか $1 \text{ m}^3/\text{s}$ とか時期によって違いますけれども、それは分水後の早明浦ダムへの流入量ということで、そういう数値でございます。

○ファシリテータ

私どもの方から1点事務局にお願いがございます。グラウンドルールの7ページに「意見の反映について」ということで、反映させるものは可能な限り反映する、できないものについては、その検討経過を踏まえて説明しますというふうに書かれておりますので、この会場の中ですべて十分に説明していただけたらとは思いませんが、こういった資料等についてももう少しわかりやすく説明した資料をもって、聞かれた意見に対する対応というのは示していただければと思います。

○河川管理者

ご質問の確認なのですが、Iさんが言われたのは冷水問題についてちゃんと書いてほしいと言ったのか、濁水問題について書いてと。濁水については一応書いてあるけど冷水については書いてないじゃないですかというふうに私には聞こえたんですけど、どうでしょうか。

○参加者（Iさん）

そのとおりです。

○河川管理者

どうも回答者が質問を誤解していて、最初に濁水の導水バイパスの話をされたので、全部その方に頭が行ってしまって、どうも冷水問題についてちゃんと書いてないじゃないかというところを聞き落としていたみたいです。

これについては今先ほど水機構の方からも説明があったように、冷水の温度についてはデータがあると、被害の方はきっちりデータを持ってないということで、今後調べて必要があれば書く必要があらうかと思います。環境系とかそういうものについては、実は河川整備計画の54ページのところに「河川整備計画の対象期間等」というところで書いてあるのですが、実は環境の問題とかそれ以外、今の川の問題も、もともとある問題と今後出てくる問題があらうかと思います。素案の54ページの3-3の「河川整備計画の対象期間等」という2段落目のところです。「本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道の状況等に基づき策定するものであり、新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする」ということで、30年間この計画が突っ走るというものではございません。

もちろん軽微なもので今の計画の中で動けるものと全面的に見直す必要があるもの、そういうものにもよろうかと思えますけれども、濁水の問題についても今後技術開発が進んで、もっと根本的にぱっとうやればできないかというものが出れば、当然今整備計画に書いてないからやらないというのではなくて、整備計画に書いてなくてもそれをやる必要があると、このように考えておりますので、その辺は十分ご理解いただきたいと思えます。

○ファシリテータ

30年間このまま突っ走る計画ではないということで、新たな知見とかが出ればそれに応じて進化していく性質のものだというご説明です。どうぞ。

○参加者（Iさん）

すいません、何回も。先ほど分水の話を、渇水対策として分水の方を一時的にそういうときだけ水を戻した方がいいというふうに思うんですけど、でもお答えとしては水利権の問題があるから難しいとおっしゃっていますが、でも徳島県の不特定用水も水利権の問題なんで、ということは全く同じ問題だと思うんです。ということは徳島県の方には協議会で話しているけど、こちらの方の分水計画に関しては何らその気はないということですか。それともう一つは、やはり水利権なので両方とも解決は難しいということなんですかね。

○ファシリテータ

水利権と渇水対策みたいなものについてももう少し柔軟な対応はできないかというご質問だと思いますが。

○河川管理者

河川計画課長の岩男です。発電の水利権の問題、それから下流への不特定の問題ですけども、先ほど来お話しさせていただいているとおり、吉野川の水利用連絡協議会の方ですべてのユーザーさんあるいは下流の県の方々等も含めまして同じテーブルで話はさせていただいております。ただ、先ほど来説明していますとおり、水利権として今ある権利あるいは不特定用水というのは、以前から水利権として法定化されているものではありませんけれども、以前から慣行としてお持ちになられている権利ということで、今のところは話し合いがきちっとついていないというのが現状でございます。ただ、今いただいたようないろいろな課題があるというのは十分承知しておりますので、そういう問題点も含めて話し合いの場でこちらからお伝えはしておりますというところでございます。

○ファシリテータ

それではどうぞ。お待たせいたしました。

○参加者（Jさん）

本山町のJです。今までの質問と重複するところがあるかもしれませんが、これが3回目の公聴会ということで、次の再修正については聞けないということで、これが3回公聴会を実施して住民の理解を得られたというような結論になると、私なんかはちょっと理解といたしますか納得できないところがありますので、3つ4つ質問をさせていただきます。

前回も同じ質問をしたんですが、特に今回は3回目なので、ある程度決定権のある人の出席をというお話をしたんですが、今回も課長ですね。整備局長だとか国交省の本省の

方が来られてないんですけども、こういった最後の公聴会のときに、ただ、こういう意見がありましたよと伝えるだけのいわゆるガス抜き会議というのは、やはり地元としては納得しがたい。したがって、今回の公聴会の計画に当たって整備局長だとか本省に対してどのように働きかけたのか、まずお聞きしたいと思います。

それから、土佐町のDさんはこの管理区間について少し納得されたところがあるような気がしますけど、私はやはりおかしいなと。これも前回質問させていただいたのですが、やはり基準の中の新しいところですね。ハの「水系における貴重な自然環境」。新しく基準が示されたなら、その基準に当てはまるところはやはり新しく認定してもおかしくないのではないのですかね。いわゆる前道続行で、今まで指定されてないといっても新しく基準が示されたならば、その基準に従って管理区間をふやしてもいいんじゃないかと。しないということは、国交省が前向きな姿勢ではないというか、利水の方の受益者側の下流域のことを重点に置いている、すなわち早明浦ダムから池田ダムまでの間が国管理になっていないのでどうも置き去りになって、その区間の地域住民は不満があるというのが根本じゃないでしょうか。

したがって、この整備計画ではその区間の人たちの意見が反映されにくいと、されてないところがやはり地元住民としては不満でありますので、もっと、この整備計画の中に、こういう事項があるので国管理を検討するか何かを入れていただきたい。その中で、河川整備計画の検討に際しては、河川水辺の国勢調査ということが明記されていますが、果たして上流域でこの河川水辺の国勢調査というのは実施されてどのような結果になっているのか公表をお願いしたいと思います。

それから、濁水をずっと言われておりましたが、利水といいますか水利権の問題ですね。これに対しても、どうも今回、前回から比べていろいろなことが検討されて修正部分があるとは思いますが、枝葉の修正ばかりで基本的なところが全然修正されていない。現状では無理という回答ばかりです。だから、先ほどのダム管理の国直轄の問題にしてもこの水利権の問題にしても全然検討されてないような印象を受けます。今まで言われていたように、今まで何 m^3 の水を使っているのに水がない状態でも水を流してくれというのが下流域の意見でありますけれども、もともと水がないのにそれをどうやって放水するかというところが問題だと思うんです。したがって、例えばダムの中に何 m^3 あるので、その何%についてはというような割り当て制度みたいな水の権利の新しいルールについて検討しなければいけない時期に来ているんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょう

かという質問なのですが、とりあえずその3項目ぐらい。

それから魚道の問題ですけれども、確かに、100万匹だったですかね、何かたくさん魚が遡上しているという報告もございましたけれども、しかし最近は少なくなっていますよね。なぜ少なくなっているのか、そういった調査と、これぐらい上がっている状況があるので魚道についてはもう検討しないというのではなくて、やはりアユが遡上できる河川の整備というのは国がうたっているわけですから、その辺のもっとよりよい魚道をつけるというような検討もしていただきたいと思います。

それからもう1件です。濁水です。先ほど濁水の導水バイパスの話をしていましたけれども、濁水でこれをやったら濁水が100%なくなるということはないと思いますので、やはり小さな効果でも複数集まればある程度の効果が出るということで、導水バイパスについても地元としてはやっていただきたい、少しでも濁水をなくしていただきたい、それが地元の希望であります。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。Jさんですね。3回目でこれが最後になるのもというように前置きがついた上で、今回の会に本省あるいは局はどういうスタンスでいるのかということが1点目、それから直轄化については新たな基準ができたのであればその運用を考えるべきではないかということ、3番目として水辺の国勢調査、上流の方の調査状況はどうなのか、それから4番目がこの整備計画全体について、水利権等の非常に重要な問題については特に触れずに枝葉の議論に終始しているのではないかというご指摘、5番目が魚道について、アユの遡上も減っているというような認識も示された上で必要な対策はあるのではないかと、最後が、濁水については多様な対策が必要で、導水バイパスもその必要な選択肢の1つなのでぜひやってもらいたという6点のご意見・ご質問がございました。

○河川管理者

河川計画課長の岩男です。ご意見どうもありがとうございます。私の方から何点かお答えさせていただきたいと思います。まず、出席者の話で、決定権のある方の出席をということがございますけれども、ちょっと誤解があるようですのでご説明させていただきます。まず、この河川整備計画というものは、前段に河川整備基本方針というのがございます。これは国土交通省、東京の本省の方が、国土交通大臣の方が、社会資本整備審議会と

いうところに諮りまして作る方針でございます。こちらの方は吉野川の今後のあるべき整備の水準みたいなものを示すものでございまして、国土交通本省の方、国土交通大臣の方で策定されるものになっております。これについては平成17年に既に策定されております。現在ここでお諮りしております河川整備計画の方でございますけれども、こちらは四国地方整備局で策定するというので、策定する責任者としては四国地方整備局長となります。そのところが1点ちょっと誤解があるようですので申し上げます。

整備計画の方は、策定の責任者は局長ということでございますが、当然この整備計画を検討しておるメンバーはここにおるメンバーでございまして、決して我々に権限がないというわけではなくて、我々で検討をして作っておるものでございます。ここに河川調査官もおりますし、私は河川計画課長としておりますし、各々の事務所の責任者であります所長もおります。ですから、この場でいただいた意見につきましては我々の方できちっと検討させていただきまして、今日いただいた意見についてもいろいろいただきましたが、盛り込める部分についてはちゃんと盛り込んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、直轄管理区間について新しい基準が示されたならばそれでやっていくべきではないかというご意見でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどもご説明しましたが従前の基準がありまして、それに加えて新しい基準ができたというところでございますけれども、先ほどもいろいろありましたが、土佐町長さんを初めとして地元の首長様方からも河川局長並びに国土交通大臣の方にご要望されているというのも我々は理解しております。ただ、現時点では難しいという返答をいただいておりますので、我々としては今までご説明してきたとおり、我々と高知県さんと一緒になりまして検討をしていながら、よりよい整備というものを目指していきたいと思っておりますので、こちらの方もご理解をいただきたいと思っております。

それから、水利権の話でございますけれども、こういう問題があるんだから新しいルールについても検討されてはいかかという話でございましたが、水利権につきましては一応河川法に基づいて法律上保護されたというか定められた権利でございます。したがって、根本的に新しいルールという話になりますと法律上の話になるわけでございますけれども、もう一方のやり方としましては、流域の皆様のご合意が得られればルール等についても検討できるということでございまして、先ほど来ご説明させていただいているのは、流域の皆様のご合意を得るべく吉野川水利用連絡協議会などで問題の提起はさせていただ

ているということでございます。

なかなか目に見えて進捗しないといえますか、流域の皆様の思いがいろいろあって、その合意はなかなか難しいところではありますけれども、我々としても努力はしていきたいと思っておりますので、すぐに解決という面には至っておりませんが、引き続きこういった強いご意見をお聞かせいただくというか、ご意見をいただくということが流域の合意形成にも非常に大事だと思っておりますので、引き続きご意見をいただきながら少しずつでも改善できるよう努力していきたいと考えております。

私の方からは以上です。

○河川管理者

水資源機構の片山でございます。私の方から河川水辺の国勢調査、それから池田の魚道に関する事、その2点についてお答えさせていただきたいと思っております。上流域での河川水辺の国勢調査でございますが、平成3年から早明浦ダムの方で魚類調査などやっております。その結果につきましては、ダムフォローアップ委員会というのがございまして、これは5年に1度、ダムの効果あるいはその流況が与える状況というのを評価していただいている委員会ですが、昨年度評価していただきまして、その評価資料が四国地方整備局のホームページとかそういうところに、河川水辺の国勢調査とあわせて生物種の確認状況だとか変化状況だとか、そういうのが入っております。公表しております。

池田の魚道のことですが、確かにアユというのは、私も聞いたところで申しわけございませんが、生態系の中では、吉野川においては100万匹からたしか1400やったか2100だったかちょっと数字は忘れましたが、そのときの流況だとか水温だとか前の年の状況だとか、そういうような自然界の状況で大きく変わってくると思っております、近年これが少ないのか多いのかというところが、なかなか水の状況が、例えば春先が冷たかったりあるいは水の量が少なかったり、その分析をしていかなければいけないのですが、なかなか一概に言えないというように思っています。

ただ、状況がよければ100万匹が上れる魚道かなと思っておりますが、これに満足しているわけではなくて、今、吉野川上流漁協さんとなんですが、魚道について、階段工のところ、越流水が流れるときに水面が一部剥離するようなどころが見られておりますので、そういうようなところを改良していくように、今年の冬考えたり、今やっているところでございまして、今の状況で満足しておるんじゃないかと、少しでもいいものというふうには思っております。

以上です。

○ファシリテータ

あとは導水バイパスの必要性ということなんですけれども。

○河川管理者

吉野川ダム統管の岡崎でございます。濁水時に濁水対策として一つでも積み重ねてというご意見でございました。水利権というのは、それを変えるというのは非常に難しいというのはご理解いただきたいと思います。濁水の際に、例えば平成17年とかの濁水の際なんかには、発電の分水とかいろいろありますけれども、例えば瀬戸川、地蔵寺川から高知の方に分水をされておりまして、これは飲み水にもなっておりますけれども、これは高知県の方の申し出を得まして、向こうが濁水になっていないという条件があるんですけれども、一時的に中断して瀬戸川の水を地蔵寺川経由で下流に流したというようなこととか、もう一つは汗見川の取水堰がありますけれども、あれは通常は早明浦ダムに持ってきて、早明浦ダムから下流に流すというようなこともあるんですが、一時的にそれをやめて直接下流に流すとか、それぞれの管理者の方のご協力をいただいて濁水時に、緊急避難的に実施しております。これはいつもいつもできるわけではないというところなんですけれども、そういうことも一つずつできることを関係機関のご協力を得て、やらせていただいております。これはいつもいつもできるわけではないというところなんですけれども、そういうことも一つずつできることを関係機関のご協力を得て、やらせていただいております。

今回の整備計画には、先ほど計画課長の方からも説明しましたが、現時点で書ける範囲で書かせていただいております。濁水対策についても今後とも改善に努めるということで、いろいろな対策については検討していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○ファシリテータ

Jさんからは、効果が少なくても導水バイパスも一つの手段であるので、それも含めて検討してほしいということだったんですが、それについては従来どおりの見解だということと理解してよろしいのでしょうか。今の件について何かご意見があれば。どうぞ。

○参加者（Jさん）

自分としては、今司会の方が言われましたように、やはりその効果が薄いものをいろいろ合わせてある程度効果になるような施策ですね。まず、だれが考えても根本的に今の早明浦ダムの濁水が完全になくなるという方策はないだろうと。いかにしてそれを少なくするというところに知恵をやはり絞らないかんのではないかと。費用対効果のことを考えて

おられるかもしれませんが、やはり地元に対して配慮というか、先ほどからもずっと言っていますが、下側の徳島とか香川の利水を受ける側の受益のところに重きを置かれた河川整備計画であって、どうも水源地域の受益にやるような要望をした事項に対して誠意を持って答えられているような印象は受けません。我々は濁水に対してあるいはいろいろなことに対してこれぐらい努力をしましたというようなところを、やはり地元としては見せていただきたい。そういうことも含めて、効果があるような対策であれば複合的に実施していただきたいというのが希望であります。それについてまたお答えを願いたいと思います。

それから、河川水辺の国勢調査について、ダム湖の調査があると言われましたけれども、そうしたら今濁水が問題になっております早明浦ダムから池田ダムまでの間の調査はやられてないのか再度お聞きいたします。というのは、県がやるにしても河川整備計画で再生維持管理に対する資料になると思うんです。そういうものがなければ、やはり川辺をもとの川に戻すというような施策が生まれてこないというところがありますので、もう一度説明をお願いしたいと思います。

それと、先ほどの質問でちょっと抜けておりましたところがありますので、それもあわせて質問をさせていただきます。洪水の問題ですけれども、豪雨があつて過去に $2000\text{m}^3/\text{s}$ 以内、すなわち $1700\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの管理規定内の放水に対して、例えば田井の中島地区だとかほかのところも、一時的ですけれども、やや浸水がしたところがあると。施設規定内でそれぐらいがあるということは、ダムの状況がある程度満水状態で、規定の $2000\text{m}^3/\text{s}$ を流したときにはそれ以上の水位になるわけですので、この辺は現実的には県の河川計画の方になると思いますけれども、水機構としては規定内だからというような主張をしておられるところがあると思うんですけれども、下流にはやはり支流があつて、上流で余り雨が降らなくても、もっと下流の支流の上流のところでも雨が降った場合は、早明浦ダムより下の方は水位が上がるわけです。その水位の観測装置というか、雨量なり水位測定器というのがないですね。いわゆる流しっぱなしで、下がどうなるかが私たちは知ったことではないというような印象を受けるわけです。これではやはり地元住民としては納得できないわけです。せめて水位計が自動的に管理所に行つて、これ以上放水したらというようなところも含めて、ダムがつぶれるよりはましと言われるかもしれませんが、やはり地元としてはそういったことも配慮しながら総合的に治水管理というのをさせていただきたいと思いますので、その辺の所見をお願いします。

○ファシリテータ

3点ですね。1点目は濁水対策というのはさまざまな対応が必要で、そういった水源地が悩んでいることについてもう少し前向きな取り組みはできないだろうかということ、それから水辺の国勢調査については県管理の区間についてどういう実施状況なのか、最後に、洪水時のダム管理について、単にダムの計画流量内だからいいということじゃなくて、やっぱり下流域の流量等を把握して柔軟なダム管理をお願いしたいという3点についてお願いしたいと思います。どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の岩男でございます。1番目の点についてお答えをさせていただきたいと思います。我々のこの整備計画も含めて、なかなか水源地域のことを考えたものになっていないのではないかとご指摘でございます。これにつきましては、早明浦ダム建設以来、濁水の問題とかいろいろとその以前よりはご不便をおかけしているということは我々も認識をしております、その水源地域を含めた周辺の整備というのは今後ともきちっとやっていかなければいけないと考えております。

濁水の問題にしましても、いろいろな原因を根本からという話が先ほどありましたけれども、例えば根本からという話であれば、上流域からの土砂流出ということで森林の問題もありますでしょうし、崩壊地の問題とか、これについて我々は砂防事業の方でやらせていただいておりますけれども、そういう問題もあろうかと思っておりますので、総合的に考えていって、もちろん我々四国地方整備局としては今現在砂防しか持っておりませんが、関係機関と連携しながらきちっとやっていかなければいけないことだと思っております。

濁水の対策についても、導水バイパスは難しいという話はあったんですが、これもいろいろと学識者の方とかに意見を伺いまして検討した結果で、現時点では難しいということだと理解しているところで、決してすべての選択肢を排除しているわけではなく、今後とも、先ほど調査官から「技術開発があれば」という話もございましたけれども、そういった調査・研究などもきちっと進めていきまして、できる対策については今後とも真摯に考えて実施していきたいと考えております。今の時点では、現時点の技術ではなかなか難しいというお答えをせざるを得ないところはございますけれども、今後とも皆様が持たれている問題意識が少しでも解決できるようにきちんと検討させていただいて対策をしていきたいと考えておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。水辺の国勢調査の件はいかがでしょう。どうぞ。

○河川管理者

吉野川ダム統管の岡崎でございます。水辺の国勢調査につきましては、先ほど総管の片山所長の方からお答えしたとおりでございますが、下流の調査についてはどうなんだというので、水辺の国勢調査という形では実施しておりませんが、環境調査ということで魚類の個体数の調査とかそういった調査は59年から実施しております。そういった情報につきましてはそれを整理して、四国地方のダムのフォローアップ委員会というのがありまして、これは管理中のダムにつきましてそういった情報を分析して私どもの方からご提示してそれぞれの専門的な立場の方に評価をしていただくというような委員会がございますので、その中にご提示していろいろ評価もいただいております。その情報につきましては、フォローアップ委員会の情報というのはもう既に一応オープンな形で、ホームページなどで公表しております。先ほど県の方の計画で使えるかもしれないという話がありました。その辺の情報は、公表している情報もありますので県の方にお示ししたいというふうに思います。

以上です。

○ファシリテータ

ありがとうございました。もう1点ですね。ダム管理について、前半にもございましたけれども、ダム下流の水量・流量把握等も含めたダムの柔軟な管理運用についてという点はいかがでしょう。

○河川管理者

先ほども早明浦ダムの洪水調節の仕方というのを説明させていただきました。基本的に早明浦ダムの流入量を見ながらその一部を貯めて放流するというので、流入量を上回る放流はしていないということで、このような放流をしております。これはあらかじめ決められた管理規定で、全国のダム一般的なやり方でございます。こういう考え方、流入量を見ながら操作するというのは一般的な考え方でございます。

下流を見ながらというのも、現段階で下流の浸水する高さとか、浸かる高さというのはいろいろございますし、そういったことも含めて一応早明浦ダムの操作というのは、流入量が $800\text{m}^3/\text{s}$ のときからカットするよというか、洪水を貯めるような操作をして

いまして、非常に大きくなったら横で放流量を一定にするというような操作でございまして、中小の規模の洪水から大きな規模の洪水に効果があるようなルールを採用させていただいております。ということで、一応流入量を見ながらこういう操作をするということで、下流のある特定の場所とかを想定してあらかじめ操作というのは、雨の予測とかいろいろありましてなかなか難しいというふうに今は考えております。

以上です。

○ファシリテータ

現時点では困難だというお答えですけれども。

○参加者（Jさん）

現時点では困難ということでもありますけれども、その規定で流されるのであれば、県の担当になると思いますけれども、その2000m³/sを今までの過去のデータの最大のところですね、少なくとも、少なくともですよ、安全係数は掛けない状態で2000m³/sを流したところの浸水する箇所のハザードマップを提出して、堤防を作るとか、県管理の区域についてもいろんな対処する必要があるんじゃないかと思いますが、その辺の答弁をお願いします。

それと、放流については上流域の流入量ということでもありますけれども、やはり水位測定器具ですよ。現在は放流する前に係の人が見に来られているんですかね。夜とかなかなかあれもありますので、水位計の設置だとかそういうことについてもちょっと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、濁水の導水バイパスの件なんですけど、難しいということでもありますけれども、何が難しいんでしょうか。効果が薄い、それならすべてが多分効果が薄いと思いますがね。グリーンベルト事業にしてもそれほどの効果がとれますか、濁水があるということは、今までの処置したすべてについて、まだ濁水がおさまっていないということは、いろんなことをやっているけれども効果が見えてないですよ。それなら、すべてが効果がないということで対処しないんじゃないかという印象を受けるんですが、究極を言えば、例えば濁水期にちょっとバイパスを下流につけて浄化槽をつけるとか、最終的にはそういうことも少なくとも考えていただくぐらいの国交省の姿勢が欲しいと思うんですが、どうでしょうか。

○ファシリテータ

3点の確認で、2000m³/s、計画流量じゃなくて過去の最大放水量時の対策として具

体的にハザードマップとかを示される必要があるのではないかとということと、やはり測定器具は必要なんじゃないか、導水バイパスについて効果がないとおっしゃるけれども、その理由ですね。その点についてお願いしたいと思います。

○河川管理者

すいません、先ほど導水バイパスの件について私からお答えさせていただきましたので、河川計画課長の岩男ですけれども、お答えさせていただきたいと思いますが、恐らく一番大きいのはやっぱり費用対効果の問題だと思います。導水バイパスになると、非常に大規模な事業になりますので、恐らく現時点ではかかる費用に比べてその効果が薄いと。

例えば、グリーンベルトですとか選択取水設備とかですと、その他の効果などもいろいろ含めまして、恐らく費用対効果が立っているということでやられているということだと思います。あるいは、上流の砂防事業などはダム流入を防ぐというほかにも、例えば人家を保全するとかそういう効果もありますので、そういった複合的な効果を持ってやられているものと理解しています。

ですので、先ほどお答えさせていただいた趣旨は、現時点ではなかなか費用対効果という面で恐らく難しいということで、いろいろ検討された結果、除外されていると思うんですけども、例えば技術開発が進みまして安価にできるとか、あるいはもっと良い、先ほどご提案いただいたようなことなども含めまして、もっと良い対策があれば、そういうふうなものも今後考えていきたいとか、今後きちっと調査検討しながらフォローしていきたいというようなことでお答えをさせていただいているところでございます。

以上です。

○ファシリテータ

あと2点ですね。いかがでしょう。

○河川管理者

規定された放流であればということで、ダムの操作での最大放流とかどれだけ貯めたのかという情報は当然、先ほど私どもでできるデータ提供などの支援というのはできるだけ行いたいということをお話をさせていただいております。その中で、そういったデータを提供するという事はやぶさかではございませんので、県とも連携をとりながらできる支援はしてまいりたいというふうに思っております。

それと水位計という話がありましたけど、本山橋地点と吉田橋地点、それと田井橋地点ですが、データは入ってくるというようなことになってございます。私の方から、操作

は先ほど申しましたとおり今の段階ではそういった操作をやっているというのが実情でございませう。ということです。

○ファシリテータ

Jさんから測定器をもう少しふやせないのかというようなご質問もあったと思うんですけども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○河川管理者

水資源機構池田総管の片山でございます。

雨の降り方によって違います。23号台風では地蔵寺川の方によく降っていました。そのとき、我々は何でつかんでおるのかといったら雨量をつかんでおります。地蔵寺川にも雨量計がございます。それから、田井橋とか吉田橋、それから本山橋の水位計のデータも入ってきています。ただその23号のときは、台風自体が西から東へ進んで雨域が完全に去るのがわかりやすいというところと、それから次の台風が余り下の方に来てないというようなところで、放流量がこのまま行くと嶺北病院で危ないところになるというところで、放流量を少なくしております。

ただそれがすべての状況でそうできるかと言われると、今の降雨の予想技術、例えば16年のその前の早明浦豪雨というやつがあったのですが、あれは沖縄付近を通過してはるか九州の西方を通りまして釜山の方に行く、はるか九州の西洋上を通るような台風やったと思うのですが、そのときのところであれだけ降るとはだれも予想してないような台風もございませう。実際そうです。そういうのがありまして、すべて観測技術、下流の水位の状況だとかあろうかと思うんですが、予測技術をもって洪水操作をいろいろ変えられるというのはなかなか難しく、安全側ではないと思っております。

観測施設としては、今の雨量計もありますし、水位計もあるというところでございます。

○ファシリテータ

現状で対応したいというお答えです。

今5時20分になっています。一応1時間の延長はということだったので6時まで時間がございませうが、意見をおっしゃりたい方。

では、初めての方、こちらの方なので。

○参加者（Kさん）

本山町のKです。1点だけ質問させていただきます。

今、皆さんからも非常にダム対策につきましては意見が出ましたが、私は直接ダムとは関係ございませんかもしれませんが、やっぱり今、森林整備というのが非常にダム上流付近でおくれておりまして、前回の太田村の大豪雨によって非常に山の山頂からダム直下まで土砂が、土石流が流出した。それによって、やはり土砂の堆積、ダムにおける堆積、また今、非常に林業整備がおくれまして、渇水時にはほとんど小谷に、あるいは水がもう減少しておるということで、非常に濁水問題にも大きくこのダムに関係しておると思うんですが、このような抜本対策にやはり国土交通省、また合わせて森林間伐整備等にも関係省庁と協力して、今後そのあたりの整備も積極的な取り組みに努めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ファシリテータ

本山町Kさんですね。森林整備の取り組みについてということで。どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の岩男です。森林整備につきましては、もちろん濁水の問題等も含めまして我々も非常に重要な問題だなということは認識しております。ただ前回からというか、下流の方などでもありましたけれども、なかなかその国土交通省の所管事項ではないということで、森林整備自体を国土交通省がやるというわけにはなかなかいかないところではございます。

ただ、先ほどもありましたように、例えば間伐の促進などに伴いまして間伐材の有効利用ということで、我々の現場などでも使わせていただいております。そういう需要が少しでもあればそういった間伐も進むのではないかなというような取り組みもさせていただいておりますし、それにつきましては林野庁さんとの連絡調整会議などを通じまして調整もさせていただいております。また、森林整備自体につきましても、下流の方からNPOの方が来ていただいとこともありまして、そういうふうなところにも我々としてもできる限りの協力はさせていただいております。

なかなか国土交通省として主体的にやっていくということは難しいのですが、問題意識は持っておりますし、できる範囲では協力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○ファシリテータ

はい、よろしいでしょうか。ああ、どうぞ。

○参加者（Kさん）

そういう山の関係につきましては、特に先ほど言われていましたように林野庁の管轄になりますが、やはりこういう場のところの意見をまた林野庁の方にもお伝え願いたいと思います。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。では、関連ということなので、はい。

○参加者（Bさん）

すいません、もう17時過ぎてから。その森林整備ということで。

○ファシリテータ

すいません、お名前を。申しわけございません。

○参加者（Bさん）

田井のBと申します。実は私、職業をリタイアしてからずっと間伐作業をこの吉野川の上流域で、南川、先ほどの瀬戸川流域で間伐作業をずっとやってまいりました。現在もまだ細々と続けておりますが。

その間伐作業をやるには、どうしても山の中に林道や作業道が必要になって、もう架線作業ができないような山の中なものですから、山の中いっぱい作業道を入れたわけです。その維持管理に非常に集中豪雨で路面があらわれて困っておったところへ、濁水時に上げられた堆砂の問題を公団の方に当時お願いしたところが快く受け入れていただきまして、一昨年ですか、あれ5000m³だったか8000m³だったかちょっと忘れちゃいましたが、大量の土砂を林道、作業道に運んでいただきました。それを林道、作業道へミニのユンボ、私も持っているんですが、張りついて、持ってきてもらったものをすぐに路面に敷いて、その上を踏んでは上に上がってもらおうというような形をとったわけですが、そのことに対して今年度も大川村の三滝の分でしょうか、どうですかという話をいただいているということ、林道の管理者から話をしてもらっているんです。

非常にありがたいんですが、山の中で運んできていただいたものをミニで押してやる、それもボランティアのような格好で前回はやったんですけど、何とかその分も含めたものを考慮していただけたらどうかと。なかなかミニでも搬送に経費がかかります。1万円ぐらいのオペレーターも一緒に込めて、1万5000円から2万円ぐらいは要るわけですが、その工面にも非常に今困っているような状態で、それだけでもしてとにかく作業道を維持しておかなければ、森林組合へ頼んでもなかなか道路からやり直してくれというようなこ

とでは間伐作業ができないんです。

だから、やはり砂利を利用させていただくのに、ぜひ現地に張りついているミニのことも少し考慮に入れてほしいと、これは私のお願いです。そういうことによつての間伐作業への協力という意味でやっていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○ファシリテータ

堆砂の運搬、整地の協力をもう少し踏み込んだということなんですけど。

○河川管理者

水資源機構池田総管の片山でございます。堆砂、排除した土砂をなるべく有効活用したいというところで、林道で災害に遭われたそこに土を持っていくということで、良いことだということで我々の方としては土を持っていきました。ただ誠に縦割りといったら申しわけないんですが、あくまでも我々は土を持って行って、林道を作るのはやっぱり村だとかというふうになりますので、我々は土の材料まではそこへ持っていく、供給という形をさせていただきますが、そこから先、土をどれだけ盛るとか細部をどうするというのは林道の方で決められるというふうに思いまして、誠に申しわけないのですが、そういう答え方しかできなくて。

ただ先ほど言ったように、堆砂を有効活用していきたいとは思っておりますので、今後もしていきたいと思っております。以上です。

○ファシリテータ

協力できることは協力するということ。ただ限界もあるのをお知りおきいただきたいということで。

あとお二方、手が挙がっていたと思います。では、黒い方、初めてだと思っております。

○参加者（Lさん）

本山町のLと申します。初めての参加をして感想も含めてですが、先ほどから聞いていますと、国のさつき直轄と県管理の話になるんですが、国の直轄の整備計画でもなかなか前へはかどったような整備計画になるような感じではない上に、我々ダム直下の、池田ダムまでは県管理でお願いしたいと、それはもう全く変わりませんというのはどうもそうとれないという印象があります。

というのは、分権を理由にここは県でやってくださいと言いましても、県の先ほどのお話の中でも、地元がそういう必要性があればというようなお言葉で、我々にも積極的に整備計画を作ろうというふうには映ってきません。というのは、やはり分権を一方的な理

由にして税財源も本当になく中で、結局は国、そこへワンクッションを置くということによって我々は疎外感を与えられているというふうな受けとめざるを得ません。

皆さん、話し合われているのは、ダムが建設されたことよってそれに起因する種々の問題の解決策を整備計画に入れていくということですが、その建設をした国がやはり責任を持って対処すべきであろうということで、どうしてもダム直下を県管理とするならば、この吉野川の水系の河川整備計画の案に、他機関の管理区間については国も全面的に支援をするという文言を入れていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○ファシリテータ

県管理区間についての全面的な支援ということを整備計画にぜひ書き込んでいただきたいということです。どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の岩男です。ご意見、ありがとうございます。先ほど来、直轄化というか、国での整備をお願いしたいというご意見、たくさん承りまして、我々としては要望をいただけるということは本当に非常にありがたいことだと思っております。

ただ、お答えとしましては、我々、誤解のないように、分権を理由にしているわけではございません。県議会では分権の話とかもありましたが、我々としてはもちろん、先ほどダムを作ったのは国だという話もありましたけれども、ダムに起因してさまざまな問題が発生しているということも理解しております。例えば濁水の問題などはうちが真剣に考えていかなければいけない話だと思っておりますし、国土交通省としてやらなければいけないことはしっかりやっていかなければいけないと思ひまして、この整備計画を作っているところでございます。

ただ、治水上の河川整備の問題につきましては、なかなか現状としまして今県の管理している部分については国と県とで役割分担をしてやっていくと。県管理の部分は高知県でやっていただかざるを得ないということでございますので、そこは国としまして先ほどデータ提供の話がございましたけれども、きちんと協力すべきところは協力してお互い一緒になってやっていきたいと思ひしておりますのでご理解をいただきたいと、そういうふうに思ひます。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Lさん）

ご理解をいただきたいということですが、私が聞いているのは整備計画に、国がそういった吉野川水系の他の機関の管理区間へもそういった整備計画が、県としてこれから地元と話し合っ上げていこうという思いであろうと思いますが、そういった整備計画に対しても国が全面的に支援をしていくという文言を入れていただけるかどうか、そこだけです。

○ファシリテータ

どうぞ。

○河川管理者

すいません。河川計画課長の岩男です。高知県部分の整備計画につきましては、もちろん高知県が策定するというものですので、その高知県が策定自体を主体的にやっていくべきものですから、今あります吉野川水系の整備計画については国の管理区間について定めているものですので、なかなか全面的に県の整備計画を支援しますという文言を入れてくれということについてはちょっとご勘弁いただきたいなと思うんですけども、気持ちとしては本当に協力できるところはきちっと協力してやっていきたいと考えておりますので、そのところはご理解いただきたいと思います。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Lさん）

しつこいようですが、今までに先輩方も言われましたダム建設時も建設後も濁さないと、こういったお話がありました。

しかし、それが今、現実にできてないということですね。先ほどお気持ちだけで言ったけど、お気持ちだけでは到底地元では受け入れない、やはり文章に残してそういった管理をしていくということをやったってほしい、いかなければ、今の世代、自分たちの世代から後世ずっと引き継いで、我々ずっとこの地域で住んでいくんですよ。そういった思いから、やはりダムを建設した国が吉野川水系すべてにおいてはすべて責任を持って、できない部分は県が我々と一緒に上げるというんですが、その部分については文言的には全面的支援とかそういった文ではない協力でもいいですから、そういった部分を積極的に考えているんだという文言を入れてほしいということです。再度、お答えをお願いします。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の岩男です。ご意見、流域住民の皆様の思いというのは我々も真摯に受けとめなければいけないと思います。

ただ高知県の河川整備計画と申しますか、高知県が河川管理者である部分に対してうちが全面的に支援していくという文言はなかなか書けないかなと思っているのですけれども、ちょっとお気持ちに添える文言かどうかはわかりませんが、整備計画の再修正素案の105ページの今後に向けてというところですが、その最初の部分で書いておるのが我々の気持ちでございまして、「吉野川流域では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図ることが必要である。その貯めには、地域住民、自治体、関係機関、河川管理者等が、吉野川流域の情報を共有し、連携・協働して取り組んでいくことが不可欠である」ということで、この協働して取り組んでいくという中で我々、高知県と国土交通省が吉野川水系の上流域の河川管理者でございまして、協働して整備計画の高知県側の整備計画の策定についても十分な支援をさせていただくということで、ご理解をいただきたいのですけれども。

○ファシリテータ

よろしいですか。はい、どうぞ。

○参加者（Jさん）

本山町のJです。今の関連質問ですけれども、この件については数多く出ていますが、ちょっと確認させていただきたいことがあります。

管理区間については県がやっても国が管轄してもやることは同じですというような回答がございました。そしたら整備計画対策費、例えば県が計画した事項に対しての予算といったようなものは一緒であるということは、国が全面的にやっていただけるのか、そのところをちょっとお伺いいたします。

○ファシリテータ

県の計画の場合の事業費の支援というか予算化の、どのような形で予算化されるのかということですが、

はい、どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の岩男です。県が治水の整備を行う場合ということでございますけれども、県の場合は補助事業として県の方が計画を策定されて国の方に予算を要求されます。

それで、予算要求が認められたものについては、国の方から応分の補助金を出して県の方で整備をしていただくという形になっておりますので、県の方で計画を作っていただいてそういった整備の要求をしていただければ、我々もその要求に従って審査をさせていただきます。補助金を出していくということになります。

○参加者（Jさん）

本山町Jです。ということは同じじゃないということですね。国がやっても県が計画、担当しても同じでないということですね。いわゆる県負担もありますよ、県が計画を出されたことに対して国交省ができませんということがあるという返事だと受け取ったんですが。今までの説明では国が管理しても県が管理しても同じですからという前回からの回答だったと思いますが、その辺、もう一度お願いします。

○ファシリテータ

今の質問に対して、どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の岩男です。たびたびすいません。我々が言っているのは事業をしなければいけないと、この上流地域で浸水被害をいろいろ受けられているというのは事実ですから、河川整備をきちっとしていかなければいけないということでは国も県も同じだということでございます。

ただ、直轄管理区間と県管理区間では事業主体が違います。直轄管理区間は国土交通省が直轄で整備をする区間でございまして、県管理の区間は高知県というか、河川管理者である高知県が整備をする区間ということで、事業主体は異なっているということでございます。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Jさん）

では、最後ですけれども、それでは例えば今回の場合は、こういうような公聴会を開きまして整備計画というのはある程度徹底されるわけですが、県が出した分についてはできるかできないかわからないということで、いわゆる国交省に要望を上げるだけの計画というか、そういう手順になるということでしょうか。

例えば、地元と県が検討会を開いて、ここにこういうものをこういうことだから作っていただきたいという河川整備計画を出した場合、それが100%通らないということをお

っしやっているわけですから、いわゆる県と地元との調整といいますか、計画は実行されない確率がどうも今の判断でいくと高くなるのではないかと。すなわち、ここの国管理の条件を見ましても、厳格に費用対効果で河川計画についてやっていく姿勢というのがどうも今までの回答を聞くと見受けられるのですが、いわゆる空手形みたいな、そういうチャンネルはあるけれども、採用についてはわかりませんというような返事がずっと続いているわけです。

その辺のある程度、県が計画、よし、これならいけるというような計画であれば、先ほども皆さんが言うておられるように、国が査定というわけではなくてバックアップするような態勢でいていただかないと、やはり地元の者としてはどうも納得しがたいシステムではないかと思うんですか、その辺の見解をもう一度お願いします。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○オブザーバー

高知県河川課の長谷部でございます。先ほどJさんに言われました、例えば整備計画が出たときにどういう形に整備をしていくか、補助金はどうなるのかという話ですけれども、まず県の方が一応整備計画を立てますと、当然公共事業であれば国の方に言って新規採択をお願いするわけでございます。当然、一定規模以上、あるいはそういう要件に満たない場合については県単独でやらなくてはいけないということです。

ただ、補助事業に採択されれば、改修事業によって補助金が違うわけなんですけれども、当然そういう形で補助金が国の方から補助として県の方におりてきます。これに基づいて県は実施するというところでございます。

次にもう1点、ここで皆さんに言うておかなければいけないことについては、国直轄事業について県は直轄負担金というのを出しています。

例えば、早明浦ダムの堰堤改良等があれば、10億の事業費であれば4億5000万の県の負担を出さなくちゃいけないということで、直轄事業をやる上においてはすべて直轄負担金として県が負担しています。すべて直轄が国のお金を使ってやっているわけではなくて、県事業についても県が国の補助を受けて当然やっているし、国が事業をやっているのも県が直轄負担金を出してやっていると。

例えばダムの修繕、維持管理であれば、45%は県が直轄負担金として出していると。10億であれば4億5000万は県が出しているということになっておりますので、とりあえず

整備計画、例えばそれが公共事業に採択になるのかならないのか、国の方に上げて採択になれば、当然そういう補助事業で対応できるという形になっております。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

仕組みの話になっているんですが、ちょっと私の方から一言だけ言わせていただきますと、こちらにいらっしゃる方の懸念、心配事というのは皆さん共有で、それは事務局の方も十分承知されていると思いますし、県の方も承知されていますので、この整備計画の中でどういう書き方ができるのかということについては、こう書いているのが限界だということじゃなくて、少し考えていただければというふうにちょっと感じたものですから、差し出がましいようですけれども、一言申し上げておきます。

どうぞ。

○参加者（Aさん）

すいません。土佐町のAです。お願いでございます。

土佐町というのは皆さん御存じのように、早明浦ダムができて早明浦ダムの水利権、地藏寺川の水利権、一切ございません。要するに飲み水もございません。そして、高知分水では瀬戸川の水を高知県へ送っております。高知県に $0.7\text{m}^3/\text{s}$ でしたでしょうか、工業用水、使ってないけれども、取っています。返してくれと言っても返してくれません。それが現実です。そして、このたび公共下水道も整備しました。河川をできるだけきれいということでありまして、いわゆる100・ゼロの状態ですわ。全部一生懸命土佐町がやってきて、何ら恩恵は受けられてないというところが今の現状ではないかと思えます。

そこで、3つのお願いですが、1つはまず簡単にいけると思えます。1つは、先ほどからいろいろ出ていましたけれども、洪水時の調整についてなかなか今の現状で困難というのであるならば、インターネットの中で降雨計の降雨量は見ることができます。そこで、早明浦ダムの流入量と放流量、これも電光掲示板に出ていますので、ネット上でひとつ出せるようにしていただきたい。それと同時に、その流入量にかかわる洪水被害を受けそうなところのハザードマップ、これもこの放流量では今後ここが危ないよというのを載せていただければ、地域の住民は避難ができるわけですね。これも余り難しい話ではないと思えますので、ひとつよろしく願いしたいと思えます。

それからもう1点は、先ほど申しましたように、土佐町は全く水というものを利用で

きない状況になっているわけですね。ですから、ぜひとも早明浦ダムの水を利用できるようにしていただきたい。要するに、水利権とかどうかじゃございません。私の考えているのは、今後30年の間にはかなりの技術的なことも進んでくると思います。あその水はかなり冷たいということですので、例えば土佐町が中水道として使えれば冷房にも使えるし、いろんなものに使えるわけですね。そして、例えば公共下水道のものについても中水道で使えれば、水道料金も安くなるというふうな形の中で利用ができるんじゃないかというふうに考えますので、今後かなり難しいと思いますけど、下に流す量は全く変わらないわけですから、途中で利用させていただくことを検討願えればというふうに思います。これが2点目。

3点目は、先ほど申しあげましたように濁水の問題について。やはり私が山の崩壊というものをとめていただきたいと、泥の崩壊というものをとめていただきたい。それから、湖面ののり面、のり面の崩壊をとめていただく。要するに、そこをやっていただければ、ずばり申しあげまして、一緒に17号線の整備、県道伊予三島線の整備というものもきちつとやっていければその崩壊がとまるわけですから、それを考えていただきたい。

その3点でぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

○ファシリテータ

3点のお願いということで、洪水調整のためのホームページ上での水量とかハザードマップの表示のことで中水としてダムの水が土佐町で使えないか、3点目は濁水対策、根本的な対策としては、山あるいはのり面の対策が重要だという3点のお願いというのですが、これについて事務局の方から何かございますでしょうか。

○河川管理者

水資源機構の片山でございます。早明浦ダムの流入量、放流量につきましては、今10分間隔でホームページ上に載せております。御存じのように、本山橋だとか主立ったところの橋の水位は載せております。

ただハザードマップ、流況によって違います。というのは、早明浦の放流量が一緒でも地蔵寺川が降る場合があるわけですね。地蔵寺の方が先に降って、早明浦の放流量が一緒でもそのバックの仕方、入ってくる量が違ってきますので、観測点をふやせばまた良いのではないかと。

○参加者（Aさん）

床鍋のところに観測点がありますよ。

○河川管理者

我々、つかんでおりますのは今、地蔵寺川の雨量と田井橋の水位が入るようになって
います。

○ファシリテータ

すいません。ちょっと時間もあれなんで、ディテールというか、細かな話を今される
よりも。

○河川管理者

わかりました。それで、確かにつかんだとしても、ここがつかると、あそこがつかると
いうのは雨の降り方、そこの流況をどれだけ把握しなければならないかということになり
ますので、地蔵寺川のですね、放流量とすぐ結びつけるというのは、なかなか難しいとい
うふうに思っております。

○ファシリテータ

現状で情報提供できるものについてはできるけれども、ハザードマップは難しいとい
うことですが、それこそ将来に向けて地元の不安を解消できるような方策については、積
極的に考えていただければと思います。すいません、勝手にまとめようとしていますけど。

あと、手が挙がっていましたので。

○参加者（Dさん）

すいません。土佐町のDです。時間がないのでもう単刀直入に聞きます。

先ほど環境整備、ダム湖周辺については考えていただけるとのことだったんですが、
ちょっとこれは決定をしていませんが、下流の地蔵寺川と重なる岬のところに田井小学校
というのがあるんですけども、ちょっと老朽化も進んで小中統合で多分あく可能性があ
るんですが、そこに例えば環境整備ということで、公園化できないかというようなことは
計画の中に、机の上に乗せて話し合いはしていただけないでしょうか。

○ファシリテータ

地蔵寺川のある場所、岬のところに公園ができないかということ。

○参加者（Dさん）

はい。計画の中に、1回話し合いをしてみてくださいということですよ。

○ファシリテータ

計画の中にとというのは、今回の河川整備計画の中にとということでしょうか。

○参加者（Dさん）

はい。あそこの下までが直轄管理になっているということなんで、すぐ河川敷なんでも入るかということです。

○ファシリテータ

直轄区間に入るのかどうかということ。

○参加者（Dさん）

はい、入れば。そうです。

○ファシリテータ

ぜひ公園の計画も考えていただきたいということです。どうぞ。

○河川管理者

吉野川ダム統管の岡崎でございます。

地藏寺川の合流点の裏側の三角地ということなのですが、環境整備を今実施しておる場所というのは河川、その狭い範囲というか、ダム湖の周辺の河川区域の中、あるいは護岸とかそういったところが対象になっておりますので、おっしゃる場所は多分裏側になるので河川区域から、接していますけど、ちょっと離れたところになろうかと思っておりますので、またどのような整備をなされるのか、全面で護岸のところでは調整ができるものなのか、裏側そのものはうちの方では難しいというふうに思っておりますので、ちょっとまた町の方を通じてお話は聞かせていただきたいと思っております。

○ファシリテータ

はい。

○参加者（Dさん）

ありがとうございます。

あと県の方に、河川整備計画に関する決意を今聞かせていただきましたので、僕らはわかりませんので、ぜひホームページ上で今ここまで調査していますと、今週はできなかったとか、そういうのはずっと出してもらえますでしょうか。

○ファシリテータ

河川に関する情報提供を県の方にお願いしたいということですが。どうぞ。

○オブザーバー

河川課の課長補佐の永野と申します。

今調査しているのは大体3月くらいをめどにしながら徐々に進んでいきますので、ホームページをやらなくても町の方に資料を提供するなりということを考えていこうかなと

思っています。

それと先ほどのハザードマップのことですけど、うちの方もちょっと気になっていることがありますので、できれば下流の水位局をもとにして何か、このくらいの水位のときは危ないよとか、そういう情報を出していきたいなと思っています。去年から、吉野川にそういうものがなかったですので、とりあえず昔で言う警戒水位みたいなものを設定しまして徐々にやっていますので、それらも水位が出るごとに補正なんかしないといけないかなと思っています。

とりあえず一定、国の方の協力を得ながら本川の水位がどのくらいかということが、今年中ぐらいにはめどが出るかなと思っていますので、それらの情報も含めてとりあえず町の方を経由してという形になるかもしれませんが、考えていきたいと思っています。

○参加者（Dさん）

ホームページはできないのでしょうか。一応、インターネットのこういう社会ですので、ぜひホームページでやっていただけることが今住民が一番てっとり早くわかると思いますが、それは無理なのでしょうか。

○オブザーバー

永野です、もう一度。

今、全くない状態ですので、ある程度フォーマットというか、形ができればお知らせすることはどんどんできると思いますので、またどういった内容にするかも含めて1回、皆さんともう一回お会いするのが一番いいのかもしれませんが。まあ、今の調査自体をそのまま出すのがいいのかというのもあります。それでよければある程度うちの方でも、例えば今の本川水位とのダムの放流量との関係だとか、そういったものを載せていくのがよろしければ、そういうことも考えてみたいと思いますけど。

○ファシリテータ

まあ、情報提供も含めて地域の方と一度お話し合いをしたいというお答えだったと思いますけれども。

○参加者（Dさん）

ぜひ、やってください。これは全部ホームページで見られます。これと県も同じようにやっていただきたいと思います。

○ファシリテータ

国土交通省と同様の情報公開をお願いしたいということです。

他にございますでしょうか。ちょっと時間だと言ってしまったんですが、時間で皆さんの発言の機会を奪うようなことはしたくないと思いますので、もしございましたら。

はい、ではどうぞ。

○参加者（Iさん）

三好市から来ましたIです。すいません。2つお願いがあるんですけど。

前回、2回目の大豊の時に参加させてもらったんですけど、今回も1時間オーバーですよ。言っている内容は大体論点はいつも一緒なんですけど、やはりこの上流域に関しては時間が足りないような気がしますので、もし4回目があるのであれば十分な時間と場所を設定された方がいいのかと思います。

2点目です。前回の愛媛会場もたまたま出席できたので出席したんですけど、そのときにも言わせてもらいました。例えば、こういう水利権の問題とかいろいろございますので、やはり流域での全体会みたいなのが必要じゃないかと個人的には思いますけど、前回の回答ですとそういうことはしないということだったんですけど、代表の住民かどうかわかりませんが、全体でそういうふうな話し合いが必要ではないかと。

今回は取り上げられませんでしたけど、早明浦ダムの下流ですよ。やはり発電による流量の時間的なすごく著しい変化が大きい問題とか、山崎調整ダムが十分に調整を果たしていないように思えるので、前回その質問もしたんですけど、やはり電発は私企業なので無理だというふうに言われたんです。ただし公益である水を管理していますので、そこら辺はやはり一緒に入れて、四国電力も入れて、水利権の問題とか要するにそういう問題があるということを全体的で認識して、それからどうするかというふうなロードマップを作成するのかどうかということも考えた方がいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○ファシリテータ

会のあり方に近いようなお話だと思いますけれども、この会場はいつも大体6時過ぎて終わっているんですが、そういった意味では時間不足なのではないか。そこら辺を考慮した次の回があれば開催を考えてほしいということと、全体で議論するような場があってもいいんじゃないかというようなご意見ですけれども、この点についていかがでしょうか。

どうぞ。

○河川管理者

どうも、河川計画課長の岩男です。Iさんには前回の愛媛会場でも同様のご意見をいただいております。時間オーバーというところなの

ですが、ちょっと13時から始めさせていただいて18時までということで、今回ももしかしたらまだご発言いただきたいという方がいらっしゃるのかもしれませんが。ご意見をいただいておりますが、その時間の設定がうまくいってないのではないかと、ということで、時間の設定等については次回以降、対応できるかどうかはわかりませんが、検討はさせていただきたいと思います。

それから、全体で議論できる会ということでございますけれども、今まで私がいろいろ聞いた印象では、それぞれ皆さん抱えている課題が違っておりまして、流域の方々からさまざまな意見をいただいております。我々としては、流域の住民のいろいろな方の意見を受けとめまして、素案に反映できるべきところは反映させていただいているところでございまして、当面はこういう取り組みを続けさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○参加者（Jさん）

本山町のJです。2件ですが。

ちょっと先ほど言い忘れたんですけども、土佐町のAさんなんかも言っておられましたが、水利権の問題ですよね。先ほどご回答いただいたんですけど、やはり河川法の改正も見据えた新ルールづくりというのはやはり検討していただきたい。要は、もとの水がないのに何 m^3/s 今まで利用していたところに流さないかんというのは、やはりどう考えてもおかしいんじゃないかと。ある水しか流せないわけだから、やはりその辺の新ルールづくりというのは、今の利用の検討委員会とは別に検討していただきたいというのが1つの要望です。

それからもう1件は、今回のものが30年後まで変わらないのではないかという質問に対して、見直す期間がありますというお答えでした。では、その見直すという手段ですよ。見直して、ただ官報で国民というか地域の人に周知させるのか、それともある一定期間になった時点、例えば10年後とか15年後ぐらいにもう一度こういうことでやりますというような計画があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ファシリテータ

水利権については、川の環境、状況も変わっている中でない水までどうやって、ないそでは触れないという状況を考えると、新しいルールづくり、法改正も含めて必要なんじ

やないかというご指摘と、それから30年間の今回の整備計画の見直しのあり方とか、そこでの住民参加も含めた住民とのかかわりのあり方ということについてご質問です。

どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の岩男です。水利権につままして河川法の改正も見据えた新ルールづくりをとということですが、申しわけございません。この河川整備計画は河川法に基づいてやられているもので、その河川法の改正までという話になりますと、この河川整備計画の範疇を越えておりますので、ご意見としてはお伺いさせていただきますが、ちょっとこの場での対応は難しいということでご理解いただきたいと思います。

それから、今後30年の計画ということで、見直すときにはどういう手段でやられるのかというご質問ですが、当然見直すべきときには、また全く同じやり方にはならないと思いますけれども、このような会を開催しまして住民の方の意見もお聞きしなければならぬと考えておりますし、当然そういうやり方をして進めていくべきものだと思っております。

今回は一番最初の計画を作るということでかなり規模も大きくやっておりますが、今後も見直すべきものというのがいつの時期、どういうものというのは今の時点ではちょっとよくわかりませんが、そういう見直すべき時期とか見直すべきものに応じまして、きちんと住民の方の意見を聞ける仕組みというのをも考えながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Jさん）

再度、質問させていただきます。見直すというのは、例えば国交省側の都合もありますし、住民の意見の反映ということもあると思います。したがって、通常の場合は5年ごとの見直しとかいろいろあるわけですが、できれば地元住民としては、そういった5年とか10年のときに、経過報告も含めてこういった住民の意見を聴く会を開いていただきたいというのが1点です。

それから例の河川法についてですが、濁水問題がありました。汚れた水を結局、水利権の問題で流さざるを得ないということで濁水、それから冷水が下流に流れていくという問題を合わせて、やはりそれは関係ないというわけじゃなくて、積極的に濁水対策あるい

は冷水対策、河川の、いわゆる水辺の生物だとか、それから河川を保全するという意味から、積極的に提言をしてやっていただきたいというのが希望なんです、ただ今回の計画には関係ないというわけじゃなくて、そういったことをやっていただきたいと思いますが、再度ご回答をお願いします。

○ファシリテータ

水利権の問題については、この計画がどうのというんじゃなくて、もっと長期的な課題としても取り組んでいただきたいというご意見だと思います。それから、計画についても5年、10年ぐらいのスパンでやっぱり住民参加の場をきっちり構えていただきたいという2点なんです。

どうぞ。

○河川管理者

河川調査官の大谷でございます。今、お話のあった中で、まず最初に水利権の話とか濁水の話、要はいろいろ問題になっているのをもっとどんどん提案して河川法も変えてやってほしいということですが、これにつきましては実はもう全国的に動いております、いろんな形で。

ちょっと回答の趣旨がそれをそのまま整備計画に直接書いてほしいというようにとったので、河川法に基づいて一生懸命作った計画の中に、河川法を変える話を書くのはちょっとしんどいよね、という意味合いで答えてしまったのですが、国土交通省の方でも例えば皆さんの飲み水の話、以前は水量の話だったのですが、最近だと化学物質、トリハロメタンとかそういういろんな化学物質が入ってきており、そういうものについては、実は水質基準がなく、そういうものもちゃんと見ましょうというような話とか、水利権の話についても内部検討はされております。

ただ、これらそれぞれ生活している皆様に非常にかかわりの深い話です。皆さんもそれはよくわかっていると思うんです。これは単純に今、これがこうなっていると言える段階ではないので、順次法改正されると。

平成9年に環境という問題が河川法の中で変わっていったと。これもそういう内部検討を積み上げてきて、そういうのを現場でやっているんな、実は平成9年に河川法は変わったのだけど、我々現場の方では昭和60年代から多自然工法という言い方をしながら現場で少しでも自然にやさしいやり方を研究していました。最初は山から石を持ってきて石を川に入れば自然だと、ちょっと間違っただけのものもやっていました。最近大分よくなってき

ているんですが。

それをベースに法改正したということで、今日お聞きした話やなんかも、また私もそういう会議の機会に本省にも伝えます。だから、それは今伝えてないといっても、既にかなりものが動いておるといのはご理解していただきたいと、このように思います。

それから、この計画を見直す機会、5年、10年というピッチを決めてほしいということなのですが、今のところ、30年の期間にこれだけしましょうという計画で作っております。先ほど言いましたように、必要があれば見直すという段階で、何年で見直すとか何年置きに見直しの会議をするというのまではちょっとお約束できません。

ただ皆様、御存じのように地球温暖化の話なんか出ております。先ほどもこの会場からの意見としていただいた雨の降り方が変わってきているのではないかと、確かにそういうデータは既に出ております。そうなってくると、必然的に計画をまた見直す必要が出てくるということで、当然そういう時期にはまた計画の検討をさせていただいて、皆さんとお話しないといけないだろうと、こういう機会になろうかと思います。

この場で5年、10年後ごとにやってほしいというのは、今はちょっとコメントは難しいということで回答させていただきます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。はい、よろしいでしょうか。どうぞ。

○参加者（Jさん）

ある程度の前向きのご回答だったので納得をある程度したんですが、要は整備、地元としてはこの国直轄ではないので、整備計画から漏れた部分があるところが一番の根底には不安なところがあるわけです。これが県に任されていると。その濁水の問題にしても、治水の問題にしても、どうも地元の意見が伝わりにくいところが問題なので、そういったところも含めて今後は部内の検討委員会でも今回の意見を反映させていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○ファシリテータ

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

では、ちょっと予定を10分ほどオーバーしてしまいましたけれども、私どもによる進行はこれまでとしたいと思います。皆さん、どうも長時間、ご協力をありがとうございました。

7. 閉会

○河川管理者

喜多さん、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

皆様、本日は長時間にわたりまして熱心なご意見、まことにありがとうございました。本日、いただきましたご意見等は十分に尊重いたしまして、できる限り反映をしていきたいと存じます。

意見記入用紙の方にご記入いただいた方は、受付の意見回収箱にご投函をしてください。

それでは、以上をもちまして第3回吉野川流域住民の意見を聴く会（上流域）を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

○ファシリテータ

すいません。意見記入用紙ですが、コモンズの方の意見記入用紙というのがございまして、こちらは匿名で意見内容を事務局にお伝えするものですので、もし匿名の意見表明を希望される方は、こちらの方をご利用していただければと思います。

[午後 6時15分 閉会]